

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	208 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	177 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	99 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	59 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、平成21年7月になって申立期間の保険料を還付すると通知された。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が還付とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、昭和51年2月20日に、申立期間を含む51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。申立人は、昭和51年3月1日に任意加入被保険者の資格を喪失しているため、被保険者期間はその前月までとなり、申立期間については、制度上、保険料を納付することができない期間である。

しかしながら、平成21年7月に還付決議がなされるまで当該期間の保険料の還付手続が行われた事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立期間について、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないとするのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、区役所から国民年金保険料の納付書が届き、区の出張所や金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は昭和 55 年 1 月 19 日に国民年金に任意加入していること、オンライン記録により、申立人は同月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付する意思があったと考えられる。

また、申立人は、送付された納付書により、区の出張所や金融機関で保険料を納付したことを記憶しており、その説明は具体的であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年6月から43年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和42年6月から43年6月まで

私は、昭和39年ごろ引っ越した後、住民登録をするために区の出張所に行った時に、職員に勧められ国民年金に加入してからは、出張所で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間である上、当該期間直前の昭和41年4月から同年12月までの期間及び当該期間直後の42年4月及び同年5月の国民年金保険料は納期限内に納付されていること、申立人が3か月ごとに印紙検認により区の出張所で保険料を納付したとする方法は当時の納付方法と合致することなど、申立期間に不自然さは見られない。

また、申立期間②についても、13か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和42年6月に他の区に転居した後しばらくは転居前の区で保険料を納付していたことを記憶しており、特殊台帳により、申立人の住所変更は同月に行われ、被保険者台帳の移管は43年1月に行われていることが確認できること、当該期間直前の42年4月及び同年5月までの期間及び当該期間直後の43年7月から同年9月までの期間の保険料は納期限内に納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和52年8月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、翌月から付加保険料を含めた国民年金保険料を納付書で納付し、59年10月からは口座振替で納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、オンライン記録により、昭和52年8月に任意加入し、付加保険料納付の申出に基づく付加保険料の始期が同年9月、終期が61年3月であることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和59年度の納付通知書兼領収証書により、59年度の保険料は付加保険料を含めた金額であり、申立期間直前の昭和59年4月から9月分の保険料を同年9月に納付していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された金融機関保管の「普通預金元帳」によると、申立期間の保険料は定額保険料のみが口座振替により納付されているが、当時、申立人が居住する市では、申請用紙により付加保険料の申込みを受けると、その時点で被保険者台帳に付加保険料を含む保険料を納付する被保険者である旨を記載して管理していたことから、申立人の預金口座から定額保険料のみが振り替えられたことを市が確認した時点で、付加保険料の納付書を発行したものと推測できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、区役所出張所の職員から未納分の国民年金保険料を納付できることを教えられ、昭和40年9月に、夫婦二人分の申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間については、申立人は、40年9月に夫婦二人分の未納分の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと説明しており、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は40年8月に払い出され、当該期間直後の昭和40年度分の保険料を、申立人は昭和40年8月に、妻は同年9月に納付していることが申立人夫婦の所持する国民年金手帳により確認でき、この納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、納付したとする保険料額は当該期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致していること、当該期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち昭和38年4月から同年6月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦が最初に保険料を納付した40年8月又は同年9月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、区役所出張所の職員から未納分の国民年金保険料を納付できることを教えられ、昭和40年9月に、夫婦二人分の申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間については、申立人の夫は、40年9月に夫婦二人分の未納分の保険料をさかのぼって一括して納付したと説明しており、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は40年8月に払い出され、当該期間直後の昭和40年度分の保険料を、申立人は昭和40年9月に、夫は同年8月に納付していることが申立人夫婦の所持する国民年金手帳により確認でき、この納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、納付したとする保険料額は当該期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致していること、当該期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち昭和38年4月から同年6月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦が最初に保険料を納付した40年8月又は同年9月の時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年12月から47年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①を含む昭和48年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が申立期間②を含む48年4月から60歳になるまでの保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和47年4月以降、当該期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当時、国民年金事務を受託していた事業団において払い出されており、同事業団の保管する国民年金被保険者台帳には、委託年月日が昭和47年3月10日、保険料徴収開始年月が同年4月と記載されていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の上記手帳記号番号が払い出された昭和47年2月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、

申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料を未納なく3か月分ずつ納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和47年10月に国民年金に加入して以降、60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
私の妻は、昭和 36 年 4 月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 12 か月と短期間である。また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳により申立人夫婦の納付年月日が確認できる昭和 37 年 4 月から 45 年 6 月までの保険料はすべて夫婦同一日となっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間、56 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間である。また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から49年12月まで

私は、昭和50年ごろに区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、区職員の助言により過去2年分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後の50年1月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年8月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料及び納付済みとされている当該期間直後の50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年1月から49年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの期間及び51年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から51年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和52年2月及び同年3月
④ 昭和52年6月

私は、昭和49年6月ごろ将来のことを考え国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。保険料を還付されたこともない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間②は3か月と短期間である。また、申立人は、当初納付したとする保険料の月額は、申立期間①の保険料額とおおむね一致している。さらに、当該期間の前後を通じて申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人の特殊台帳に、保険料の納付日、還付理由、還付金額及び還付期間が明確に記載されており、記載された還付金額は当該期間の保険料額と一致しており、時効により保険料が納付できないと記載された還付理由は、納付日時点では、当該期間はそれぞれ時効により保険料を納付できない期間であることと合致している。また、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿には、申立期間③の還付金額を申立期間③直前の昭和52年1月分の第3回特例納付保険料に充当したと考えられる記載があり、オンライン記録では、同年同月の保険料は第3回特例納

付により納付済みと記録されているなど、これらの記載内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付や誤還付により保険料が納付されたままになっている事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの期間及び51年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年度から60歳になるまで、国民年金保険料をおおむね納付している。また、45年度以降に3回実施された特例納付において、申立期間の保険料を納付することができる。さらに、申立人は、当時居住していた町の役場担当課の名義で作成された昭和53年1月6日付けの「国民年金保険料納付記録通知書」を所持しており、当該通知書には、申立期間の保険料が納付済みと記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、税金等の集金を行っていた納税貯蓄組合の人に国民年金の加入手続を依頼し、申立期間の国民年金保険料も納税貯蓄組合の人に国民年金手帳又は納付書を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は 9 か月と短期間である上、申立人が第 3 回特例納付によって納付した時期において、当該期間の保険料は、現年度納付又は過年度納付することが可能であり、かつ、その保険料額は特例納付した場合よりも低額であり、当該期間の保険料の納付を優先する方が特例納付で納付するよりも有利な状況であったことなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 6 月ごろの時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間当時に国民年金手帳が交付されていた記憶

は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年3月まで

私の妻は、婚姻直前に市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月から現在に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している上、保険料を納付したとする金融機関は、当時保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6776

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年6月まで

私の父は、昭和45年1月に厚生年金保険に加入してからも国民年金保険料を納付していた。保険料を還付されたこともない。申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民年金手帳により、厚生年金保険に加入していた申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。また、申立人の還付整理簿には、昭和57年9月に還付決定し、60年3月に還付金請求権が時効により消滅した旨記載されているものの、記載された申立人の名前が誤っているとともに、住所の記載も無いことから、申立人に対して保険料の還付通知書が送達できず、申立人は還付請求を行うことができなかつたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年12月まで

私は、昭和53年8月に、勤務先で厚生年金保険に加入できなくなるので、国民年金に加入するようと言われ、区役所で国民年金の再加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については、第2回特例納付及び追納を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は17か月と比較的短期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みとなっている。

また、国民年金の再加入の契機、再加入手続の時期、再加入手続の場所、保険料の納付方法及び納付場所に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については父が国民年金の加入手続を行い、町内会の会計係に毎月納付していたと聞いている。また、申立期間②の加入手続及び保険料の納付は姉がしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間で、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年3月ごろの時点では現年度納付することが可能な期間であり、当該期間の直前の期間は過年度納付され、直後の期間も納付済みである。また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする姉の納付方法等に関する記憶は具体的である上、姉は当該期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的状況が不明であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年1月から49年3月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで
④ 昭和58年9月

妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を出張所で一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の居住する区では、当該期間始期の昭和45年7月から納付書による納付制度が実施されていることから、当該期間の納付書は交付されていたと考えられ、当該期間直後の45年10月から同年12月までの保険料は納付済みとなっていること、当該期間は3か月と短期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③及び④については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、申立期間②直前の昭和45年12月に転居しているが、申立人の所持する国民年金手帳には住所変更の記載がなく、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻の当該期間の保険料も未納となっている。

申立期間③については、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻の保険料額等の記憶も曖昧であり、オンライン記録上、60年2月に当該期間の保険料が過年度納付されているが、時効期間を経過していたため、58年4月及び同年5月の保険料に充当され、残金について還付決議が行われている。

申立期間④については、昭和60年8月に58年4月から同年6月までの保

険料を過年度納付した際に、58 年 4 月及び同年 5 月の保険料が上記の充当済みの保険料と重複納付になったために、当該期間直前の 58 年 7 月及び同年 8 月の保険料に充当され、当該期間の保険料が未納となったまま時効になったと考えられる。

以上のとおり、申立人が申立期間②、③及び④の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 46 年 1 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 58 年 9 月

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を出張所で一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の居住する区では、当該期間始期の昭和 45 年 7 月から納付書による納付制度が実施されていることから、当該期間の納付書は交付されていたと考えられ、当該期間直後の 45 年 10 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとなっている上、当該期間は 3 か月と短期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、一緒に納付をしていたとする夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のこれらの期間の申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月までの期間、③及び④については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間②直前の昭和 45 年 12 月に転居しているが、申立人の所持する国民年金手帳には住所変更の記載がなく、一緒に保険料を納付していたとする夫の当該期間の保険料も未納となっている。

申立期間③については、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の保

保険料額等の記憶も曖昧^{あいまい}であり、オンライン記録上、昭和 60 年 2 月に当該期間の保険料が過年度納付されているが、時効期間を経過していたため、58 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、残金について還付決議が行われている。

申立期間④については、昭和 60 年 8 月に 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料を過年度納付した際に、58 年 4 月及び同年 5 月の保険料が上記の充当済みの保険料と重複納付になったために、当該期間直前の 58 年 7 月及び同年 8 月の保険料に充当され、当該期間の保険料が未納となったまま時効になったと考えられる。

以上のとおり、申立人が申立期間②、③及び④の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私の母は、私の国民年金加入手続をし、申立期間①の保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は、自分で郵便局に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間の直前に払い出されており、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は当該期間の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、当該期間直後の昭和46年4月から48年3月までの期間について納付記録の訂正が行われており、当時の記録管理に不備が見られる。さらに、申立人が、納付したとする保険料月額も当時の保険料月額と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 5 月ごろに、国民年金の加入手続をし、市役所又は金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 8 月に払い出されており、申立人は同年 5 月から厚生年金保険に加入した月の前月の平成 5 年 2 月まで申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は 6 か月と短期間であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している上、納付したとする金額も当時の国民年金保険料額にほぼ合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年3月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続をした昭和41年4月以降60歳到達時まで当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を一緒に納めていたとする申立人の夫は当該期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付金額、納付時期、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年5月ごろに払い出されており、当該期間以前の保険料は、特例納付及び過年度納付による以外に納付することができず、申立人は、当該期間直前の期間について、第2回特例納付により3か月分の保険料を、第3回特例納付により20か月分の保険料をそれぞれ納付していることが確認できるが、申立人は、特例納付に係る納付期間、納付金額等に関する記憶は乏しく、第2回特例納付においては、申立人の夫は9か月分の保険料を納付することによりそれまでの未納期間がすべて納付済みになっているのに対して、申立人はそれまでの未納期間63か月のうち3か月分のみ納付済みとなっており、第3回特例納付に

においては、未納期間 60 か月のうち 20 か月分のみ納付済みとなっていることからみれば、申立人が特例納付によりそれまでの未納期間の全部について納付しようとしたとは考えられないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年5月から同年10月まで
② 昭和42年1月から44年3月まで

私は、昭和37年度特別区民税徴収税額の通知書に社会保険料の金額が記載されているので、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと思う。また、申立期間②については、加入手続の際に、区役所職員から納付可能な期間の保険料をすべて納付するように言われたため、後日、納付書により郵便局で保険料をさかのぼって納付した。その後、夫の未納だった保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年10月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする申立人の夫は、申立人が所持する領収書により、夫の手帳記号番号が払い出された44年12月に、その時点で過年度納付可能な期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、及び②のうち昭和42年1月から同年6月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する昭和37年度

特別区民税特別徴収税額通知書に記載された社会保険料支払額は、昭和 36 年 1 月から同年 12 月までの申立人の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を推計した金額とおおむね一致していることから、申立期間①の保険料が含まれていないものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6800

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を近くの郵便局で納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和41年8月から平成7年4月に国民年金保険料の納付を免除されるまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年2月及び同年3月
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付書が届けば必ず期限内に区役所の出張所や市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は2か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所の出張所は、当時保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、昭和47年11月に転居してから申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻は、当該期間前後の保険料が納付済みであり、かつ、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に、市役所で国民年金の再加入手続を行い、58 年 1 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和57年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局は当時開設されていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、私の夫が金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 45 年以降 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていること、申立期間は 12 か月と短期間であること、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の夫は、45 年 4 月以降 60 歳到達時まで、当委員会のあっせんに基づく申立期間の納付済みへの記録訂正を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から6年6月まで
② 平成13年3月

私は、国民年金の加入勧奨のはがきを受け取り、国民年金に加入し、金融機関等で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間である上、オンライン記録から、当該期間の過年度納付書が発行された平成13年7月に、申立人は、当該期間直後の同年4月から6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立人に対しては、当該期間の一部を含んでいると考えられる過年度納付書が平成8年6月に発行されたことが確認できるが、申立人は、13年当時の国民年金加入期間を除き就職した6年7月以降に保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月及び9年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成9年3月

私は、会社退職後の昭和62年12月からは付加保険料も納付していた。前後の納付状況からみて、申立期間の2か月のみ付加保険料が未納なのは不自然である。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和50年9月以降、国民年金加入期間の定額保険料をすべて納付しており、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人は、昭和62年12月に付加保険料を含む保険料の納付を開始して以降、申立期間の付加保険料を除き、付加保険料を含む保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ1か月と短期間である。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6809

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

私は、結婚してからは国民年金に任意加入し、夫又は自分が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、昭和 36 年 10 月以降 60 歳到達時まで、申立期間及び厚生年金保険加入期間（1 年 7 か月。当該期間についても国民年金保険料を納付していたため、後に保険料の還付処理が行われている。）を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業及び住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記一覧表の写しにおいて確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6703	男		昭和17年生		平成17年7月21日	150万 円
6704	女		昭和24年生		平成17年7月21日	33万 円
6705	男		昭和22年生		平成17年7月21日	24万 円
6706	男		昭和28年生		平成17年7月21日	43万 円
6707	男		昭和16年生		平成17年7月21日	103万 円
6708	男		昭和54年生		平成17年7月21日	33万 円
6709	女		昭和24年生		平成17年7月21日	28万 円
6710	男		昭和43年生		平成17年7月21日	24万 5,000円
6711	男		昭和53年生		平成17年7月21日	43万 円
6712	女		昭和19年生		平成17年7月21日	28万 円
6713	男		昭和24年生		平成17年7月21日	48万 円
6714	女		昭和18年生		平成17年7月21日	28万 円
6715	男		昭和53年生		平成17年7月21日	33万 円
6716	女		昭和18年生		平成17年7月21日	38万 円
6717	男		昭和26年生		平成17年7月21日	33万 円
6718	女		昭和19年生		平成17年7月21日	28万 円
6719	男		昭和33年生		平成17年7月21日	123万 円
6720	男		昭和52年生		平成17年7月21日	33万 円
6721	男		昭和25年生		平成17年7月21日	58万 円
6722	女		昭和17年生		平成17年7月21日	38万 円
6723	男		昭和40年生		平成17年7月21日	33万 円
6724	女		昭和23年生		平成17年7月21日	21万 円
6725	男		昭和41年生		平成17年7月21日	150万 円
6726	男		昭和51年生		平成17年7月21日	33万 円
6727	男		昭和18年生		平成17年7月21日	43万 円
6728	男		昭和29年生		平成17年7月21日	43万 円
6729	男		昭和39年生		平成17年7月21日	27万 円
6730	男		昭和15年生		平成17年7月21日	33万 円
6731	男		昭和45年生		平成17年7月21日	48万 円
6732	男		昭和23年生		平成17年7月21日	103万 円
6733	男		昭和14年生		平成17年7月21日	53万 円
6734	男		昭和27年生		平成17年7月21日	33万 円
6735	男		昭和30年生		平成17年7月21日	48万 円
6736	女		昭和41年生		平成17年7月21日	33万 円
6737	男		昭和28年生		平成17年7月21日	38万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6738	男		昭和25年生		平成17年7月21日	50万 円
6739	男		昭和37年生		平成17年7月21日	38万 円
6740	男		昭和13年生		平成17年7月21日	18万 円
6741	女		昭和10年生		平成17年7月21日	100万 円
6742	男		昭和16年生		平成17年7月21日	48万 円
6743	女		昭和32年生		平成17年7月21日	33万 円
6744	男		昭和36年生		平成17年7月21日	48万 円
6745	男		昭和54年生		平成17年7月21日	33万 円
6746	男		昭和26年生		平成17年7月21日	33万 円
6747	男		昭和24年生		平成17年7月21日	103万 円
6748	男		昭和31年生		平成17年7月21日	150万 円
6749	男		昭和14年生		平成17年7月21日	15万 円
6750	男		昭和28年生		平成17年7月21日	40万 円
6751	男		昭和26年生		平成17年7月21日	55万 円
6752	女		昭和20年生		平成17年7月21日	38万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6755	女		昭和49年生		① 平成16年12月10日	33万 円
					② 平成17年12月12日	33万 5,000円
6756	女		昭和36年生		① 平成16年12月10日	30万 円
					② 平成17年12月12日	31万 円
6757	女		昭和23年生		① 平成16年12月10日	32万 円
					② 平成17年12月12日	32万 円
6758	女		昭和36年生		① 平成16年12月10日	28万 円
					② 平成17年12月12日	28万 円
6759	女		昭和23年生		① 平成16年12月10日	16万 円
					② 平成17年12月12日	16万 円
6760	女		昭和18年生		① 平成16年12月10日	20万 円
					② 平成17年12月12日	20万 円
6761	女		昭和30年生		① 平成16年12月10日	24万 円
					② 平成17年12月12日	24万 円
6762	女		昭和37年生		① 平成16年12月10日	34万 円
					② 平成17年12月12日	34万 円
6763	女		昭和50年生		① 平成16年12月10日	29万 円
					② 平成17年12月12日	31万 円
6764	男		昭和29年生		① 平成16年12月10日	80万 円
					② 平成17年12月12日	75万 円
6765	女		昭和25年生		① 平成16年12月10日	30万 円
					② 平成17年12月12日	31万 円
6766	男		昭和24年生		① 平成16年12月10日	10万 円
					② 平成17年12月12日	20万 円
6767	男		昭和52年生		① 平成16年12月10日	28万 円
					② 平成17年12月12日	29万 円
6768	女		昭和58年生		① 平成16年12月10日	15万 円
					② 平成17年12月12日	16万 円
6769	女		昭和51年生		① 平成16年12月10日	23万 円
					② 平成17年12月12日	24万 円
6770	女		昭和26年生		① 平成16年12月10日	18万 5,000円
					② 平成17年12月12日	18万 5,000円
6771	女		昭和32年生		① 平成16年12月10日	26万 円
					② 平成17年12月12日	26万 円
6772	女		昭和25年生		① 平成16年12月10日	15万 円
					② 平成17年12月12日	15万 円
6773	女		昭和45年生		平成16年12月10日	28万 円
6774	女		昭和22年生		① 平成16年12月10日	38万 円
					② 平成17年12月12日	38万 円
6775	男		昭和27年生		① 平成16年12月10日	30万 円
					② 平成17年12月12日	30万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の〈訂正前標準賞与額〉（別添一覧表参照）とされている。

しかしながら、申立人は、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

平成18年12月8日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、標準賞与額を誤って低額で社会保険事務所（当時）に届出を行っていた。

同法人は、平成21年3月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、差額の厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保有する賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成18年12月8日に、同法人から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月17日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6776	女		昭和40年生		平成18年12月8日	62万 円
6777	女		昭和40年生		平成18年12月8日	59万 7,000円
6778	女		昭和28年生		平成18年12月8日	61万 5,000円
6779	女		昭和46年生		平成18年12月8日	61万 8,000円
6780	女		昭和25年生		平成18年12月8日	49万 4,000円
6781	女		昭和52年生		平成18年12月8日	51万 2,000円
6782	女		昭和44年生		平成18年12月8日	51万 9,000円
6783	女		昭和53年生		平成18年12月8日	49万 7,000円
6784	女		昭和54年生		平成18年12月8日	51万 3,000円
6785	女		昭和55年生		平成18年12月8日	49万 1,000円
6786	女		昭和44年生		平成18年12月8日	52万 1,000円
6787	男		昭和24年生		平成18年12月8日	150万 円
6788	女		昭和47年生		平成18年12月8日	63万 3,000円
6789	女		昭和56年生		平成18年12月8日	49万 7,000円
6790	女		昭和43年生		平成18年12月8日	58万 1,000円
6791	女		昭和31年生		平成18年12月8日	54万 4,000円
6792	女		昭和53年生		平成18年12月8日	54万 8,000円
6793	女		昭和52年生		平成18年12月8日	44万 7,000円
6794	女		昭和17年生		平成18年12月8日	21万 8,000円
6795	女		昭和49年生		平成18年12月8日	41万 2,000円
6796	女		昭和29年生		平成18年12月8日	49万 円
6797	女		昭和57年生		平成18年12月8日	48万 8,000円
6798	女		昭和58年生		平成18年12月8日	40万 2,000円
6799	女		昭和59年生		平成18年12月8日	44万 1,000円
6800	女		昭和37年生		平成18年12月8日	47万 5,000円
6801	女		昭和58年生		平成18年12月8日	43万 5,000円
6802	女		昭和59年生		平成18年12月8日	40万 8,000円
6803	女		昭和60年生		平成18年12月8日	40万 8,000円
6804	女		昭和60年生		平成18年12月8日	29万 6,000円
6805	女		昭和45年生		平成18年12月8日	45万 6,000円
6806	女		昭和44年生		平成18年12月8日	56万 1,000円
6807	男		昭和19年生		平成18年12月8日	10万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 2 月 18 日まで
② 昭和 38 年 6 月 4 日から 42 年 2 月 3 日まで
③ 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 26 日まで

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、年金制度に加入しなければならぬと思っており、脱退手当金を受給するはずはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 1 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性 3 名に脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている 2 回の被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時、

脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 21 日まで
平成 21 年 4 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年6月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

さらに、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後の女性のうち、社会保険庁(当時)の記録において脱退手当金の支給が確認できた者は23名いるが、そのうち21名の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示があるものの、申立人を含む2名の被保険者名簿にはその表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 21 日から 32 年 2 月 21 日まで
② 昭和 32 年 11 月 20 日から 34 年 4 月 15 日まで
平成 21 年 5 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 36 年 7 月 21 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 35 年 5 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年8月15日から同年9月3日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を同年9月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、昭和30年6月30日から同年7月1日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）D支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月15日から同年9月3日まで
② 昭和30年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①、C社に勤務した期間のうち申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社は昭和29年に合併したが、各申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に昭和27年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員の申立人に係る異動

日に関する供述から判断すると、申立人が、申立期間①においても同社に継続して勤務し（昭和 27 年 9 月 3 日に同社本社から同社 E 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社本社における昭和 27 年 7 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が C 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が共に C 社 D 支店から同社 F 支店に異動したとしている従業員は、同社 D 支店に係る被保険者名簿の記録から、昭和 30 年 7 月 1 日に同社 D 支店における被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同社 D 支店における資格喪失日を同日とすることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の C 社 D 支店における昭和 30 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 30 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和48年9月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月29日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された台帳により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員記録においては、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社C支店の資格取得日は、昭和48年9月29日と記録されている。

さらに、B社は、申立期間当時の社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社C支店における被保険者資格を昭和48年9月29日に取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、昭和48年9月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、誤りに気づき、平成21年9月9日に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与月分給料台帳により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）のいずれにおいても〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与月分給料台帳における当該標準賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6828	男		昭和26年生		① 平成18年7月14日	98万 円
					② 平成18年12月6日	98万 円
6829	男		昭和47年生		① 平成18年7月14日	20万 円
					② 平成18年12月6日	20万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和29年3月1日から勤務していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事カードから判断すると、申立人が昭和29年3月1日から同社に勤務していたことが認められる。

そして、B健康保険組合から提出された「健康保険被保険者加入期間証明書」では、申立人のA社における被保険者資格取得日が昭和29年3月1日と記録されているところ、同社の担当者は、「給与から健康保険料だけを控除することは無いので、厚生年金保険料も控除していたことは間違いないと思われる。」と供述していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年4月のA社における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時、厚生年金保険の届出に誤りがあり、昭和29年3月の厚生年金保険料は納付していなかったものと考えられるとしていることから、事業主は、同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年10月18日、資格喪失日が17年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成17年4月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給与支払明細書により、申立人が、平成17年4月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年3月のA社における社会保険事務所の記録及び上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したと認めていることから、事業主が平成17年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和54年1月16日に、資格喪失日に係る記録を56年4月1日に訂正し、54年1月の標準報酬月額を12万6,000円、56年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月16日から同年2月1日まで
② 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本部から同社B支社D営業所への異動及び同社B支社D営業所から同社C支店E営業所への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保有する申立人に係る継続勤務証明書及び身上書兼役職員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和54年1月16日に同社本部から同社B支社D営業所に異動、56年4月1日に同社B支社D営業所から同社C支店E営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月及び56年2月のA社における社会保険事務所の記録から、54年1月の標準報酬月額を12万6,000円、56年3月の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格取得について昭和54年1月16日と届け出るべきところを同年2月1日、資格喪失について56年4月1日と届け出るべきところを同年3月31日と届け出たと認めていることから、事業主が資格取得日を54年2月1日、資格喪失日を56年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る54年1月及び56年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 16 日から 12 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 1 月 31 日以降の同年 2 月 4 日付けで、申立人の 9 年 8 月から 11 年 12 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認でき、同社の複数の従業員は、「申立人は、同社では営業部長であり、社会保険関係の手続は経理部長や代表取締役が行っていた。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年8月31日から同年10月1日までの期間及び8年2月14日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を7年10月1日、資格取得日に係る記録を8年2月14日に訂正し、申立期間①及び③の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、平成7年10月1日から8年2月14日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月31日から同年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年2月14日まで
③ 平成8年2月14日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成2年10月10日から8年12月30日まで継続してA社に勤務していたが、申立期間①及び③の加入記録が無く、申立期間②については、B社という知らない会社で厚生年金保険に加入していることになっている上、当該期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間①及び③については厚生年金保険の被保険者期間であったと認め、申立期間②については正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人から提出のあった給料支払明細書及びA社の複数の従業員の供述から、申立人は当該期間についても継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成7年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、8年7月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①及び③は適用事業所となっていないが、A社の商業登記簿及び複数の従業員の供述から、同社は当該期間も法人格を有しており、複数の従業員が継続して勤務していたことが確認でき、適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間①及び③の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間①及び③においてA社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出のあった給料支払明細書から、申立人は、オンライン記録に記録されている標準報酬月額より高い標準報酬月額（22万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録から、申立人は、申立期間②はB社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人から提出のあった給料支払明細書はA社から発行されていることが確認でき、A社の複数の同僚は、「申立人は、申立期間②当てもA社で勤務していた。」と供述している。

このことについて、A社の事業主は、「同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続を行った後に、B社の事業主に頼んで、A社の従業員をB社において厚生年金保険に加入させた。」と供述しており、B社の事業主は、「A社の事業主から、従業員の健康保険について相談を受けた記憶がある。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、B社における標準報酬月額の記録を訂正することとし、申立期間②の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月3日まで

昭和39年4月1日に、従前勤務していたB社（勤務は、B社C出張所）がA社と合併し、同日以降は同社C出張所に勤務したが、同社同出張所で勤務し始めた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、B社がA社と合併した昭和39年4月1日からA社C出張所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を、同社本社において給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、役員等の連絡先も把握できないことから、同社から確認することができない。しかしながら、事業主が申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4

月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B地方本部における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月21日から57年1月15日まで
A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に組合内の移籍はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出している申立期間当時の賃金台帳及び申立人の供述等により、申立人は、昭和56年12月21日にA組合B地方本部から同組合中央本部に異動した後も同組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を、同組合B地方本部において給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年12月の賃金台帳に記載されている申立人の給与支払総額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A組合B地方本部において、申立人に係る資格喪失日を昭和57年1月15日として届け出るべきところを、誤って56年12月21日として届け出た可能性があることを供述していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月25日及び18年8月11日は30万円、同年12月22日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成17年12月25日、18年8月11日及び同年12月22日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書における厚生年金保険料控除額から、平成17年12月25日及び18年8月11日は30万円、同年12月22日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月25日は35万円、18年8月11日は30万円及び同年12月22日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成17年12月25日、18年8月11日及び同年12月22日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書における厚生年金保険料控除額から、平成17年12月25日は35万円、18年8月11日は30万円及び同年12月22日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していなか

ったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和22年5月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年10月から22年4月までの期間の標準報酬月額については、20年10月から21年3月までの期間は40円、同年4月から22年4月までの期間は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月30日から25年5月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和20年10月30日以降についても同社同工場に在籍扱いされていたはずであるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社B工場における労働者年金保険の被保険者資格取得日が昭和17年6月1日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が20年10月30日となっており、申立期間について、申立人の同社同工場における厚生年金保険の加入記録が無い。

一方、C県から提出のあった申立人に係る軍歴証明書により、昭和19年11月25日から24年8月5日までの期間において、申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、上記資格喪失日(昭和20年10月30日)は、上記のとおり申立人が陸軍に召集されていた期間内であるため、申立人が当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

加えて、A社B工場に係る被保険者名簿を見ると、申立人の欄に係る「備考」

欄に「昭和 19 年 11 月 25 日」と記載されていることが確認でき、これは上記軍歴証明書における申立人の陸軍への召集日と一致している。このことから、同社は保険出張所（当時）に対して申立人の陸軍への召集日について届出を行い、同所はこれを当該名簿に記録したことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく応召期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期限である昭和 22 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

また、昭和 20 年 10 月から 22 年 4 月までの期間の標準報酬月額については、20 年 9 月の保険出張所の記録から、同年 10 月から 21 年 3 月までの期間は 40 円、同年 4 月から 22 年 4 月までの期間は 120 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 25 年 5 月ごろまでの期間については、上記のとおり、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく応召期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間）外の期間である。

また、A 社では、申立人に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 25 年 5 月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 25 年 5 月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年10月31日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から5年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の6年4月27日に、当該期間について8万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。しかしながら、上記標準報酬月額の減額処理は、同謄本により同社がB地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成6年3月*日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権が破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印が破産管財人の管理下に置かれること等を踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月17日に支払を受けた賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月17日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。当該期間について、賞与からの厚生年金保険料の控除事実等が確認できる賞与支払明細書を提出するので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書及びA社から提出のあった貸金台帳により、申立人は、平成17年12月17日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び貸金台帳において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を104万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A組合に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同組合は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、平成17年7月8日にA組合から賞与の支払を受け、申立期間において104万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、104万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対して、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和34年1月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月7日から34年1月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書、及び申立人が記憶していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人は、昭和33年1月7日にA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから34年1月7日に同社D支店において被保険者資格を取得するまでの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び上記同僚について、共に、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和33年1月7日と記録されているにもかかわらず、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく同年10月の標準報酬月額の定時決定が記録されている。

そして、上記同僚は、「A社在職中（平成3年ごろ）に、同社C支店に勤務していた期間のうち、昭和33年1月7日から34年1月7日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに気付き、社会保険事務所に調査を依頼したところ、同事務所は記録の誤りを認め、記録を訂正した経緯がある。」旨供述している。

なお、上記同僚については、オンライン記録では、A社C支店における厚生

年金保険の被保険者資格喪失日は、同社E支店における被保険者資格取得日と同日の昭和34年1月7日と記録されており、厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和34年1月7日に申立人がA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年4月12日から20年5月25日までの期間の労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を19年4月12日に、資格喪失日に係る記録を20年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、19年4月から20年3月までの期間は60円、同年4月は110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料及び厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月ごろから20年5月ごろまで

労働者年金保険及び厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C高等学校から提出のあった申立人に係る「証明書」及び「学籍」の写し、申立人から提出のあった「証明書」(A社B工場が発行)の写し、D県から提出のあった申立人に係る「陸軍兵籍」の写し、申立人が記憶していた同僚及びA社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿から申立期間当時に労働者年金保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述並びに申立人による同社同工場に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が昭和19年4月ごろから20年5月25日までの期間、同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚及び従業員はいずれも、「申立期間当時、A社B工場では、採用した従業員について、入社後に遅滞無く労働者年金保険に加入させる取扱いであったと記憶している。」旨供述している。

さらに、上記同僚及び複数の従業員のうち、複数の者はいずれも、自らのA社B工場への入社時期を昭和19年3月又は同年4月と供述しているところ、上記被保険者名簿では、いずれも、同年4月12日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿では、昭和19年4月12日に労働者年金保険の被保険者資格を取得している従業員が97人確認できる。

加えて、A社B工場の当時の従業員から提出のあった給与明細書により、当該従業員が、A社B工場への入社月（昭和19年4月）から労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらのことから、申立人は、A社B工場に入社後の昭和19年4月12日から労働者年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年4月12日から20年5月25日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和19年4月から20年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同一部署に勤務していた従業員の記録から判断すると、19年4月から20年3月までの期間は60円、同年4月は110円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所（当時）がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該保険出張所に対して、申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は、申立人に係る昭和19年4月から20年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月8日から同年2月8日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成17年1月8日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の厚生年金保険料の控除方法については、同社から提出された給与明細書により、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日(平成16年4月1日)の翌月から保険料控除を開始したことや、平成20年4月30日に同社を退職した元同僚の5月分の給与から4月分の厚生年金保険料を控除していることなどから、翌月控除方式であることが確認できる。そして、同給与明細書により、申立人の平成17年2月分の給与から1月分の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の同社における資格取得日が平成17年2月8日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社（現在は、A社C工場）における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和49年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月21日から同年2月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及び関連会社のB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中にA社からB社に出向したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた辞令及び給与明細書並びにA社から提出された人事記録等により、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和49年2月21日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月の給与明細書の給与支給額及び保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月26日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に親会社のB社から子会社のA社に異動しており、継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、労働者名簿及びB社の辞令台帳等から判断すると、申立人は同社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和62年10月26日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年11月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日とされ、当該期間のうち、10年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、同社に平成10年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。また、同社は、賃金台帳等の確認資料は無いものの、申立人の給与から同年4月分の厚生年金保険料を控除した旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について誤った資格取得日に係る届出を社会保険事務所

に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は13万5,000円、17年12月12日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、平成16年12月10日及び17年12月12日に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万5,000円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月11日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日及び17年12月12日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、平成16年12月10日及び17年12月12日に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月11日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員資格喪失届の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入しているC健康保険組合保管の被保険者台帳及び厚生年金基金の加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は昭和47年10月31日と記録されており、事業主は届出誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の厚生年金基金の加入員記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入しているC健康保険組合保管の被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和47年10月31日と記録されており、事業主は届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員資格喪失届及び昭和47年9月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入しているC健康保険組合保管の被保険者台帳及び厚生年金基金の加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は昭和47年10月31日と記録されており、事業主は届出誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和52年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在籍証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和52年3月15日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年2月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日は、昭和40年12月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月15日から41年2月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書から、申立期間を含み、昭和35年4月1日から平成7年4月30日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の社員名簿(人事記録)により、申立人が昭和40年12月15日付けで同社B支店から同社C支店へ異動を命じられていることが確認できる。

一方、A社保管の同社B支店に係る申立人の資格喪失届に記載されている資格喪失日は昭和40年12月15日と記載されているところを同年12月16日と訂正されているが、これは備考欄に退職日として同年12月15日と記入されていることから、誤って事業所退職に伴う手続として翌日を喪失日として処理されたことがうかがわれる。

他方、A社保管の同社C支店に係る申立人の資格取得届では、資格取得日が昭和40年12月15日となっており、備考欄において「B支店より転入」との記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年12月15日にA社B支店において被保険者資格を喪失し、同日において同社C支店において被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記資格取得届の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月15日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び社員カード(人事記録)から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年9月15日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案6878

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は、昭和44年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び社員カード(人事記録)から、申立人は、申立期間を含み、昭和21年10月1日から60年5月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社保管の同社本社の被保険者資格取得届に、申立人の資格取得日は昭和44年2月1日と記載されている上、上記社員カードにおいて、申立人は同日に同社B支店から同社本社に異動していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和44年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記資格取得届の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年10月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人がA社に勤務した期間のうち申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、平成5年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に、減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が所持する平成5年6月から同年8月までの給与明細書及び平成5年度の特別区民税・都民税特別徴収税額の納税者への通知書により、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の専務取締役は、「申立期間に係る時期に保険料を滞納していたため、代表取締役ほか申立人を含む複数名の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行って清算した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、申立人に係る標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年9月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を3年9月は41万円、同年10月から5年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から7年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年9月1日から5年10月1日までの期間についての申立人の標準報酬月額は、当初、3年9月は41万円、同年10月から5年9月までは44万円と記録されていたところ、5年9月13日付けで、申立人のほか26人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年9月1日にさかのぼって20万円に減額訂正されていることがオンライン記録から確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する資料により、当該訂正処理が行われた当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

また、申立人はA社において、当時、業務本部管理部長として勤務したとしているところ、商業登記簿の役員欄には申立人の氏名は見当たらず、複数の役員、従業員も申立人は社会保険の担当、責任者ではなかった旨の供述をしていることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成5年9月13日付けでさかのぼって行われた減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、有効な訂正処理があったとは認められないため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年9月は41万円、同年10月から5年9月ま

での期間は44万円とすることが必要である。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）及び6年10月1日で20万円と記録されているが、当該定時決定が遡^{そきゅう}及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間については、A社は、11年3月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の代表者とは連絡がとれない上、複数の役員、従業員に文書照会による回答があったものの、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、申立人は当該期間の給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成5年10月1日から7年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年4月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を2年4月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から6年11月26日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年4月1日から5年10月1日までの期間についての申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、4年5月8日付けで2年4月から4年3月までの期間について、5年9月13日付けで4年4月から5年9月までの期間について、それぞれ19万円に減額訂正されていることがオンライン記録から確認でき、特に5年9月13日付けでは、申立人のほか26人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されている。

一方、社会保険事務所が保管する資料により、当該訂正処理が行われた当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人はA社において、当時、開発事業部で勤務したとしているところ、商業登記簿の役員欄には申立人の氏名は見当たらず、複数の役員、従業員も申立人は社会保険の担当、責任者ではなかった旨の供述をしていることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年5月8日付け、及び5年9月13日付けでさかのぼって行われた減額訂正処理は事実上即したものと考え難く、有効な訂正処理があったとは認められないため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年4月から5年9月までの期間は53万円とすることが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）及び6年10月1日で19万円と記録されているが、当該定時決定が^{そきゅう}遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年11月26日までの期間については、申立人の雇用保険受給資格者証から、標準報酬月額53万円に相当する給与を支給されていたことが推認されるが、厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は当該期間の給与明細書等を所持しておらず、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

さらに、A社は、平成11年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者とは連絡がとれない上、複数の役員、従業員から文書照会に対しての回答があったものの、いずれも確認できる関連資料や周辺事情は無く申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成5年10月1日から6年11月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年9月1日に、資格喪失日に係る記録を37年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年9月から37年7月までは3万円、同年8月は3万3,000円、同年9月は3万6,000円、同年10月は3万3,000円及び同年11月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月1日から38年1月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給料明細書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年12月1日までの期間について、申立人の給与明細書及びA社の経理担当者の供述により、申立人は、昭和36年9月1日から37年11月30日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している昭和37年11月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、上記経理担当者は、A社における保険料控除方式は当月控除方式であったことを供述していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

このため、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、昭和 36 年 9 月から 37 年 7 月までは 3 万円、同年 8 月は 3 万 3,000 円、同年 9 月は 3 万 6,000 円、同年 10 月は 3 万 3,000 円及び同年 11 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A 社は、申立期間後の昭和 40 年 8 月から適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は適用業種の事業所であり、また、申立人及び同僚の供述により、申立期間当時、5 人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の事業主による納付の履行については、適用事業所でありながら、社会保険事務所に新規適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は 37 年 12 月の給与明細書を保有しておらず、事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の実態を確認することができない。

また、申立人が記憶している当時の同僚は、申立人の退職日について不明であると供述しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された職員カード、従業員カード及び回答書、A社における同僚の供述、並びに健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年7月5日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和29年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月21日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給料支給明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、給料支給明細書における保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得時に標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、給料支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和21年3月20日を同年4月1日に、23年10月22日を同年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、21年3月を200円、23年10月を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月20日から同年4月1日まで
② 昭和23年10月22日から同年11月10日まで

昭和19年4月から26年9月までA社及び同社B工場に継続して勤務していたが、申立期間の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び同社の現在の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和21年4月1日に同社本社から同社B工場に異動し、23年11月10日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額を、昭和21年2月及び23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、21年3月については200円、23年10月については6,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA組合における資格取得日は昭和29年6月1日、資格喪失日は30年1月1日であると認められることから、当該期間について取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月ごろから同年12月ごろまで

A組合(B社が加盟していた協同組合)での申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同組合で一緒に被保険者となった妻には、厚生年金保険の加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名及び生年月日が酷似している記録が申立人名に訂正されている上、資格取得年月日が昭和29年6月1日、資格喪失年月日が30年1月1日と申立期間の始期及び終期とほぼ一致する被保険者記録が存在する。また、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている上、申立人と共にB社に勤務していた申立人の妻(資格取得日当時は婚姻前)及び同社の社長は、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の申立人と氏名が酷似している記録は、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の次の記号番号の者の氏名と同一であり、この者の同組合での記録はオンライン記録で確認できる。

さらに、C健康保険組合の被保険者名簿(所属はA組合)により、資格取得年月日が昭和29年6月1日、資格喪失年月日が30年1月1日となっている申立人の氏名が記載された記録が確認できる上、A組合は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、上記の申立人と氏名及び生年月日が酷似している者の氏名の記録は訂正されていないことが確認で

きる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、A組合は、申立人が、同組合において厚生年金保険被保険者資格を昭和29年6月1日に取得し、30年1月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行っていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万4,000円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月30日、16年4月30日及び17年4月30日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日
③ 平成17年4月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、当該賞与明細書における保険料控除額に見合う標準賞与額が、厚生年金保険法で定める標準

賞与額の上限である 150 万円を超えていることから、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から13年9月までは19万円、15年4月から同年8月までは20万円に、また、申立期間に係る標準賞与額の記録については、同年7月15日は35万円、同年12月16日は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年10月1日から13年10月1日まで
② 平成15年4月1日から同年9月1日まで
③ 平成15年7月15日(賞与)
④ 平成15年12月16日(賞与)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③及び④の標準賞与額が、実際に支払われていた給与額及び賞与額より低く届出されている。申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、平成12年10月から13年9月までは18万円、15年4月から同年8月までは19万円、標準賞与額は、同年7月15日に15万円、同年12月16日に17万円と記録されている。

しかし、申立人が保有する申立期間の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の改正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、平成12年10月から13年9月までは19万円、15年4月から同年8月までは20万円に、また、標準賞与額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から同年7月15日は35万円、同年12月16日は32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間①、②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況であった。A社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、賞与台帳及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に、事業主が申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤ったとして、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に

係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6896	女		昭和25年生		① 平成16年12月13日	140万 円
					② 平成17年7月13日	140万 円
					③ 平成17年12月13日	140万 円
6897	男		昭和29年生		① 平成16年12月13日	86万 円
					② 平成17年7月13日	86万 円
					③ 平成17年12月13日	30万 円
6898	女		昭和31年生		① 平成16年12月13日	6万 6,000円
					② 平成17年7月13日	6万 8,000円
					③ 平成17年12月13日	6万 8,000円
6899	女		昭和22年生		① 平成16年12月13日	28万 5,000円
					② 平成17年7月13日	28万 5,000円
					③ 平成17年12月13日	28万 5,000円
6900	女		昭和29年生		① 平成16年12月13日	13万 円
					② 平成17年7月13日	13万 円
					③ 平成17年12月13日	13万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を平成14年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日にそれぞれ訂正し、14年5月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月2日から同年6月1日まで

A法人には平成14年4月2日から同年5月31日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が14年4月1日から同年5月31日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された申立人に係る在職証明書、給料支給稟議書及び同法人事業主の供述により、申立人が同法人に平成14年4月2日から同年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成14年5月の標準報酬月額については、14年5月の給料支給稟議書に記載された厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得日を平成14年4月2日として届け出るべきところを誤って同年4月1日と届け、また、申立人の資格喪失日を同年6月1日として届け出るべきところを誤って同年5月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、支店間の異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録及び同社B店の元従業員の「私が入社した当時、申立人は、先輩社員として同店に在籍しており、申立人は、その後、同店を去ったが普通の転勤だったと思う。」旨の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年5月1日に同社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和38年3月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA連合会（現在は、B協会）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和50年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A連合会に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同連合会には昭和50年4月1日から同年10月31日まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA連合会の同僚による「申立人とは入社日と退職日が同じであり、入社日は昭和50年4月1日、退職日は同年10月末日であった。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同連合会に勤務していたことが認められる。

そして、B協会の経理担当者は、「申立人が月末退職であれば、間違いなく前月分の保険料と共に当月分の保険料も控除されていたはずである。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA連合会における昭和50年9月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、雇用保険の加入記録は確認できないが、B協会から提出のあった申立人の履歴書及び健康診断書並びにA連合会の同僚による「申立人とは入社日と退職日が同じであり、入社日は昭和50年4月1日、退職日は同年10月末日であった。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同連合会に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A連合会の同僚は、「申立人とは昭和50年4月1日から同連合会に勤務したが、同年4月は臨時職員の扱いであった。」旨供述している上、B協会の経理担当者は、「臨時職員は現在も厚生年金保険に加入させていない。」旨供述している。

このことは、オンライン記録から、申立人と同期入社とされる複数の同僚のA連合会における資格取得日が昭和50年5月1日であることから確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和55年1月1日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録より、申立人は、A社に昭和55年1月1日から申立期間を含め継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社の人事担当者の「通例、当社では月末最終日まで勤務した場合、その者の給与から厚生年金保険料を控除することを一般的に行っており、申立人が月末日まで勤務していた雇用保険の加入記録があるならば、当然、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年2月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提

出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年9月30日）及び資格取得日（56年3月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から56年3月2日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和54年7月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和54年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、56年3月2日に同社において再度資格を取得しており、54年9月30日から56年3月2日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社の当時の厚生年金保険担当者による「申立人は、申立期間中も継続して勤務しており、その間退職した記憶は無い。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社における当時の厚生年金保険の担当者は、「申立人は、社長のアシスタントとして玩具の輸出業務を担当しており、在籍期間中に勤務形態や業務内容に変更はなく、申立期間を含め在籍期間中は、厚生年金保険には継続

して加入していたと思う。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年8月及び56年3月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月から56年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している「賞与明細一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は平成18年4月17日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に社会保険事務所（当時）に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6912	男		昭和22年生		平成18年4月17日	20万 円
6913	男		昭和48年生		平成18年4月17日	50万 円
6914	女		昭和51年生		平成18年4月17日	15万 円
6915	男		昭和56年生		平成18年4月17日	15万 円
6916	男		昭和40年生		平成18年4月17日	15万 円
6917	男		昭和46年生		平成18年4月17日	20万 円
6918	男		昭和48年生		平成18年4月17日	5万 円

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年3月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額については、41万円とすることが必要である。

また、申立人は、平成7年3月31日から同年4月1日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月31日から7年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和57年4月1日から平成8年5月末まで継続して勤務していた。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年10月31日から7年3月31日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録から、申立人のA社における被保険者資格は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年10月31日)の後の7年3月31日付けで、申立人を含む4人について、6年10月31日にさかのぼって資格喪失する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、同社は、平成14年12月3日まで法人事業所であったことが確認でき、常時従業員が在籍していたことが確認できることから、当該期間については厚生年金保険の適用事業所としての要件を備えていたものと認められる。

また、上記の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間及び当該^{そきゅう}遡及処理が行われた当時、同社の役員であったことが確認できる。

しかしながら、当時の同僚は、申立人は営業担当役員であり、社会保険事務には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成6年10月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該^{そきゅう}遡及処理が行われた7年3月31日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、^{そきゅう}遡及処理前のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年3月31日から同年4月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社は当該期間において適用事業所としての記録が無いが、上述のとおり、当該期間においても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらのことから、申立人の資格喪失日は7年4月1日とすべきであり、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れず、確認することができないが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の人事記録から、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月25日から同年6月1日まで

A社に入社後、今日まで継続勤務してきたが、同社C支社からD支社へ転勤した時期の厚生年金保険の加入記録が無い。C支社における厚生年金保険の資格喪失届が間違っただけと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「勤務証明書」及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、B社は、申立人のA社C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、本来、昭和53年6月1日とすべきところを、同年5月25日と誤って記入したこと、及び申立期間については申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを認めていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和53年4月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日を誤って昭和53年5月25日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月26日から同年7月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和44年6月26日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月23日に、資格喪失日に係る記録を43年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月23日から43年10月3日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和25年4月にA社に入社してから平成3年1月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出のあった社会保険加入状況台帳並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年3月23日に同社C支店から同社B支店に異動、43年10月3日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明としているが、申立期間のA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の

喪失届を提出する機会があったこととなり、さらに、その期間中に3回にわたり厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定を提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る社会保険事務所への届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から43年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から37年1月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和32年から平成5年まで同社に継続して勤務しており、申立期間については同社C工場で業務に従事していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった申立人に係る人事記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社B工場及び同社C工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社B工場から同社C工場への異動時期について、同社の人事記録では、昭和36年11月1日に申立人がB工場からC工場へ異動した旨の記載が確認でき、申立人は、同年6月ごろから同社C工場で業務に従事していたと供述しているところ、オンライン記録及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは37年1月1日であることが確認できる。しかし、申立人は、「C工場に事務担当者が着任したのは昭和37年3月ごろであり、それまでの期間については、B工場から給与が支給されていたと思う。」と供述しており、同社の人事記録から36年11月1日

に同社C工場へ異動したことが確認できる同僚も同様の供述をしている。また、オンライン記録から、当該同僚は37年1月1日に異動前の事業所において被保険者資格を喪失し、同日付けで同社C工場において被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人の同社B工場での被保険者資格喪失日を37年1月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場及び同社C工場における昭和36年10月及び37年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに、申立期間に係る資格喪失日を昭和36年11月30日として届け出たことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和24年の入社以来、平成3年まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった転勤通知及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年5月1日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていたことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月17日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年の入社以来、平成10年まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった人事カード及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年4月17日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていたことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月1日から47年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日に、資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年5月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には確かに勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年5月から47年5月までの期間については、同僚の供述から判断して、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、原則として、社員全員を厚生年金保険に加入させていたと回答している。

さらに、申立人が記憶している上司、同僚7人全員が、A社において厚生年金保険の加入記録があり、このうち1人は、申立人は昭和45年5月から47年5月までの期間において正社員として勤務していたと供述している。

加えて、上記7人の上司、同僚から、さらに他の複数の従業員の氏名を聴取したところ、全員がA社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことから、同社は社員全員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和45年5月から47年5月まで

の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和45年5月から47年5月までの期間における申立人の資格の得喪等に係る届出を行っていない旨回答していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月については、A社は、当時の資料が無く、申立人の勤務期間は不明であると回答していることから、同年同月における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が記憶している上司、同僚7人のうち、6人が昭和45年4月にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有するが、これらのうち連絡のとれた2人は、申立人の入社時期は不明であると供述していることから、同年同月における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、昭和45年4月にA社において被保険者資格を有する他の従業員3人と連絡が取れたものの、このうち、同年5月1日に退職したとする1人は、申立人は同年4月に勤務していなかったと供述し、他の2人は、申立人の入社時期について不明であると供述していることから、同年同月における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の昭和45年4月に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和45年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月31日、資格喪失日に係る記録を37年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を35年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは3万円、同年8月から36年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月31日から37年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和31年3月23日に入社し平成4年9月3日に退職するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「入社台帳」、雇用保険の加入記録及び同僚の供述等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和35年3月31日に同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C営業所に勤務していた従業員は、同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人も、同社本社において厚生年金保険の被保険者資格を有するものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の記録等から、昭和35年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までの期間は3万円、同年8月から36年12月までの期間は3万6,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年3月から36年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和42年4月1日に入社しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同期入社したとする4人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社で社会保険関係の事務を担当していた従業員は、同社では入社後の試用期間は無く、職種や業務内容等によって異なる取扱いをすることなく従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同期入社同僚4人は、昭和42年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、入社後1か月以内に語学研修及び実務研修のため海外へ渡航し昭和44年に帰国した旨供述しているが、申立人と同様に海外での研修に参加していたとする従業員二人は、時期や研修先は異なるものの、海外での研修期間中もA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社した同僚の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の代表者も既に亡くなっており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年10月から同年12月までは15万円、13年1月は14万2,000円、同年2月は15万円、同年3月は13万4,000円、同年4月から同年6月までは15万円、同年7月は14万2,000円、同年8月及び9月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

社会保険庁（当時）の厚生年金保険記録において、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う額（15万円）と相違していることが判明した。同社に問い合わせたところ、同社は申立期間に係る標準報酬月額を11万円から15万円に訂正する届出をし、社会保険庁の記録は訂正されたが、当該記録訂正は時効のため年金給付には反映しないとのことである。申立期間に係る当該記録について、将来の年金給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初11万円と記録されたが、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効によ

り消滅した後の平成 21 年 7 月 21 日に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当該訂正前に記録されていた標準報酬月額（11 万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成 12 年 10 月から同年 12 月までの期間は給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から 15 万円、13 年 1 月は給与支給明細書における報酬月額から 14 万 2,000 円、同年 2 月は給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から 15 万円、同年 3 月は給与支給明細書における報酬月額から 13 万 4,000 円、同年 4 月から 6 月までの期間は給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から 15 万円、同年 7 月は給与支給明細書における報酬月額から 14 万 2,000 円、同年 8 月及び 9 月は給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から 15 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る報酬月額を訂正する届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 48 年 2 月まで

私は、昭和 48 年か 49 年ごろ、臨時出張所で今だとさかのぼって国民年金保険料を納付できるし、間もなく保険料の引上げがあると市の職員から勧奨を受け国民年金に加入して、さかのぼって保険料を納付したはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続時にさかのぼって納付した額の記憶が曖昧であり、また、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入したことが確認でき、当該加入時点で納付可能な 48 年 3 月からの保険料は納付済みとなっているものの、任意加入前の申立期間は未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が上記任意加入した際の国民年金手帳の記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び手帳記号番号払出簿により、申立人は昭和39年9月15日に国民年金に加入したことが確認でき、当該加入時点で、申立期間のうち37年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する領収証書から、申立人は、40年1月29日に37年7月から39年3月までの保険料をさかのぼって納付したことが確認できるものの、当該納付時点では、37年7月から同年9月までの保険料は、時効期間が経過していたため当該期間の保険料が還付されていたことが当時申立人が居住していた村の被保険者名簿により確認できることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年7月まで

私は、60歳で会社を退職後、年金額を増やしたいと思って任意加入の手続を行い、65歳までの国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び納付した保険料額の記憶が曖昧である上、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、平成7年8月14日に任意加入を行ったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6751

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和 37 年 11 月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人が保険料を納付していたとする区の集金人は、過年度保険料の収納を取り扱っていない上、申立人は、過年度保険料の納付を申し出た場合に発行される納付書で保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時に住込み勤務していた店の主人が、私の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたことを記憶している。国民年金に加入直後の 3 か月分だけが納付済みとなっていることは不自然である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする上記店主、その妻及び 2 名の同僚は、申立期間当時は申立期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人の勤務先店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 41 年度及び 42 年度の保険料を昭和 43 年 5 月 8 日に過年度納付している 2 枚の領収証書を所持しており、当該納付時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 48 年ごろに国民年金に加入し、その後の 48 年か 49 年ごろに特例納付制度を利用して申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 2 月は第 2 回特例納付の実施期間中であつたが、申立人は、さかのぼって納付した具体的な時期、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人は、国民年金に加入した時点で、特例納付しなければ 60 歳到達時まで保険料を納付しても年金の受給資格期間を満たせない状況ではなかつたことなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から50年9月まで

私は、昭和39年10月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入等で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付頻度、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた区では、申立期間のうち昭和39年10月から45年3月までの期間は印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、申立人は、印紙検認を受けた記憶が無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間直後の昭和50年10月に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合には保険料を加入時からさかのぼって納付することができない上、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 56 年 2 月まで

私は、厚生年金適用事業所を退職した昭和 54 年に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日及び任意加入の日が昭和 54 年 10 月 12 日と記載されているものの、国民年金に加入した時期を示す国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は申立期間直後の 56 年 3 月に払い出されていること、59 年 5 月現在の年度別納付状況リスト及びオンライン記録でも、56 年 3 月の任意加入とされていることが確認でき、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、姉及び兄の国民年金保険料とともに私の保険料を納付してくれていた。当時、母と年金の話をした記憶もある。申立期間について、姉及び兄の保険料が納付済みであるのに、私だけが国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた市、区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人は、母親から国民年金手帳を渡された記憶は無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年8月までの期間、52年1月から同年6月までの期間、52年8月から53年9月までの期間、54年4月から55年6月までの期間、57年8月から同年12月までの期間、63年6月から同年12月までの期間、平成3年12月から4年5月までの期間及び4年9月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年8月まで
② 昭和52年1月から同年6月まで
③ 昭和52年8月から53年9月まで
④ 昭和54年4月から55年6月まで
⑤ 昭和57年8月から同年12月まで
⑥ 昭和63年6月から同年12月まで
⑦ 平成3年12月から4年5月まで
⑧ 平成4年9月から5年3月まで

私は申立期間の国民年金保険料を、すべてとは言わないが全く納めていないということは無いと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金に係る被保険者の資格得喪、種別変更手続、保険料の納付方法、納付金額等の納付状況等に関する記憶が曖昧である。申立期間については、いずれも平成8年2月以降に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該整備時点では未加入期間で、制度上、保険料を納付することのできない期間であった。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人の年金手帳の記号番号は昭和 62 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、この払出し時点では当該期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である。当該期間において、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外に手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑥、⑦及び⑧については、昭和 61 年 4 月から国民年金に加入している申立人の元妻も、当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に市役所で国民年金に加入した。その後 54 年 4 月ごろに市役所からそれまでの未納分の国民年金保険料を納付するようにと通知を受けた。市役所に相談に行ったところ、職員からさかのぼって納付しなければならないと言われたので、市役所に現金を持参し未納分の保険料を一括で納付した。その後は、主に郵便局で保険料を納付しており、61 年に会社に就職したときも厚生年金保険に加入できなかったので引き続き保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料をさかのぼって納付したとする昭和 54 年 4 月ごろには、第 3 回特例納付が実施されているものの、保険料をさかのぼって納付したとする市役所は、当時特例納付保険料の収納を取り扱っていない。また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 60 年 11 月ごろに、保険料をさかのぼって納付したこともないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、第 3 回特例納付は実施されておらず、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年1月まで
私は、昭和48年1月ごろに、区の出張所で国民年金の加入手続をし、納付書が送られてきた都度、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が1冊だけ所持している年金手帳には、申立期間よりも後の昭和62年1月に初めて被保険者になったと記載されており、申立人はほかに手帳を交付されたことがないと説明している。

さらに、オンライン記録では、平成4年4月に国民年金の資格取得及び資格喪失記録が追加され、申立期間が未加入から未納に記録訂正されたことが確認でき、当該記録訂正時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年8月まで

私は、親に勧められて昭和40年ごろに国民年金に加入し、区役所窓口又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が1冊だけ所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に交付されている形式のものであり、申立人は、ほかに手帳を所持したことがないと説明している。さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の両親は申立期間後の45年1月に五年年金に加入しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から43年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付で夫の保険料と一緒にまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、納付済と記録されている第2回特例納付において、60歳まで保険料を納付した場合に、納付済月数が受給資格期間と一致するよう納付されていることから、特例納付しなければ年金の受給資格期間を満たさないため、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、特例納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料及び同年7月から49年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年6月まで
② 昭和44年7月から49年3月まで

私は、昭和44年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。44年7月からは、付加保険料の納付を申し出て、付加保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、付加保険料の納付を申し出たとする昭和44年7月から45年9月までの間、付加保険料を納付する制度は無く、付加保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年4月に任意加入しており、制度上、申立期間は未加入期間であったことから国民年金保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年2月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年2月から53年3月まで

私は、父に勧められて昭和48年4月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、納付書により郵便局及び当時居住していた区や近くの区の区役所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた区の納付書により他の区の区役所で保険料を納付することはできなかったと考えられ、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の母は、昭和 36 年 4 月に、私の国民年金の任意加入手続を行い、私が就職する 39 年 3 月まで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、母親が保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料が未納となっており、母親が保険料を納付していたとする申立人の妹は、国民年金の加入記録がないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入記録が無く、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 46 年に妻の国民年金保険料の未納の通知が届いたことから、市役所で妻の未納の保険料を納付するとともに、自分の国民年金の加入手続を行った。その際、職員から、保険料をさかのぼって納付することを勧められ、それまで未納であった保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料をさかのぼって納付したとする昭和 46 年には、第 1 回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、また、一緒に保険料をさかのぼって納付したとする申立人の妻は、申立期間のうち申立人と婚姻した 43 年 2 月から 46 年 3 月までの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6779

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から57年2月までの期間及び57年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から57年2月まで
② 昭和57年9月

私は、国民年金の加入手続をした記憶はないが、20歳の時から納付書により国民年金保険料を納付していた。また、昭和56年4月に転居先の区で国民年金の加入手続を行ったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の具体的な納付場所及び納付額の記憶が曖昧であり、保険料をさかのぼって納付したこともないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年11月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年10月までの期間及び47年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から45年10月まで
② 昭和47年3月から同年10月まで

私は、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって国民年金保険料を納付するとともに、昭和45年11月に就職するまで保険料を納付していた。また、47年3月に勤務先を退職した後も保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、同居していたとする申立人の姉は、申立期間①の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年5月までの期間、同年7月及び54年7月から60年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年5月まで
② 昭和43年7月
③ 昭和54年7月から60年4月まで

私は、会社を退職後に、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、いずれの申立期間についても会社退職後に厚生年金保険から国民年金への手続である加入等の手続を行っていないにもかかわらず保険料の納付書が送付され、保険料を納付したと主張しているが、通常、加入等の手続をしていない場合には、納付書が発行されず、納付したと考えるべき保険料額に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年4月時点では、申立期間①、②のすべて及び③の過半の期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6784

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成2年10月まで
私は、60歳になった昭和61年11月に国民年金の任意加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和61年11月に任意加入手続を行ったと主張しているが、平成2年11月に任意加入していることが申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認でき、任意加入の場合は、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 56 年 9 月まで

私は、離婚後に、区から電話で国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入した。加入した時期の前に未納期間があったため、区から送付された納付書でさかのぼって保険料を納付した。その後、転居した区においても継続して保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 49 年 11 月の離婚後に区から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入したと記憶しているが、申立人は国民年金の手帳記号番号が払い出された 59 年 1 月ごろに 56 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料の過年度納付を行っており、60 歳到達時まで保険料を納付すれば、年金の受給資格要件を満たすことが可能となっていることが確認できる上、転居した際の国民年金の住所変更等の手続についても記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 1 月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人には現在所持する国民年金手帳以外の手帳の記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から同年11月まで

私は、友達から国民年金加入を勧められ、加入手続をした。過去の未納分の国民年金保険料を納付できることを知ったので、夫の加入手続も行い、夫婦二人分の保険料を納付した。未納期間の保険料はすべて納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和55年6月に申立期間直前の3年2か月の期間の特例納付と同時に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入することにより50年12月ごろに払い出されており、この時点より前の申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、婚姻時まで国民年金の存在を知らず、国民年金保険料を納付していなかった。婚姻後、既に参加していた妻に勧められ、区役所で加入手続をし、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年11月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は納付時に納付書を使用しなかったとしており、過年度保険料の納付方法と異なる上、納付したとする区役所では、過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和37年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から47年3月まで

私は、元夫の兄が昭和40年ごろに私の入籍の手続をしてきて、その時に国民年金に加入したと聞いた。40年5月ごろに役場の職員が国民年金保険料の未納があると徴収に来た時に、カードに印を押して保険料を納付した記憶があり、その後は元夫が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月ごろの時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 40 年 8 月まで

私は、昭和 48 年 11 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年 11 月に払い出されており、当該払出時点以降においては、申立期間の保険料は、特例納付による以外時効により納付することができず、オンライン記録により、申立人は第 2 回特例納付で 91 か月分の保険料を納付していることが確認できるが、これについては、当該特例納付時点で、申立人は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数分の保険料を特例納付したものと考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する、第 2 回特例納付実施時期の昭和 49 年及び 50 年の夫の所得税確定申告書（控）には、49 年申告書にあつてはおおむね同年の夫婦二人分の保険料支払額が、50 年申告書にあつては同年の夫婦二人分の保険料額に上記の 91 か月分の特例保険料額を加えた保険料支払額が記載されていること、申立人に対し第 3 回特例納付実施時期である 53 年から 55 年までの夫の確定申告書（控）に記載された保険料支払額を聴取したところ、いずれもおおむね各年の夫婦二人分の定額保険料額であったことなど、申立人

が特例納付により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 1 月に市役所で国民年金加入手続をした際に、20 歳時までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるという説明を受けたので、その分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金への加入手続時の状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする昭和44年1月は、特例納付実施期間ではない上、申立人が納付したとする市役所では、特例納付保険料の収納事務は取り扱っておらず、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と一緒に特例納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和44年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6796

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 45 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 38 年*月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が就職する直前の 45 年 6 月まで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年3月まで

私は、昭和43年ごろ、自宅に来た集金人に国民年金の加入を勧められたので加入手続を行った。その際、過去の未納分の国民年金保険料を全額納付したかったが、時効により過去の2年分の保険料しか納付できないと説明されたため、納付可能な保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当時居住していた区に昭和42年11月に転入後、国民年金の加入の勧奨に集金人が来たため加入手続を行い、その際に2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の同区での国民年金手帳の記号番号は、45年3月に払い出されており、43年4月から保険料が納付済みとなっていることから、手帳記号番号が払い出された時期に納付可能な2年分の保険料をさかのぼって納付したものと考えられ、時効期間が経過していたと考えられる申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対しては、昭和36年1月に上記と別の手帳記号番号が払い出されているが、払出簿には、不在者扱いとされ、被保険者台帳から削除した旨が記載されており、当該番号による保険料の納付の記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私が大学院生のころに、親代わりとして面倒を見てくれていた姉が国民年金の加入手続をしてくれ、大学院に在籍していた期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になったときに私か母が行い、国民年金保険料も納付していたはずである。時期は覚えていないが区役所の出張所で国民年金手帳に記載されている加入日を訂正した際に、保険料は納付してあると言われたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、昭和 46 年 3 月に婚姻するまで申立人の母親及び申立人と同居していたとする申立人の妹は、20 歳から婚姻するまで国民年金に未加入であるなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から46年3月まで
私の妻は、国民年金保険料を区役所で納付し、領収書をもっていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた区において昭和44年12月まで実施されていた印紙検認方式により保険料を納付したことが無いと説明している。また、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年12月まで

私は、婚姻届を出した昭和42年3月ごろに、同居していた義母から「国民年金に入るからね。」と言われたことを記憶しており、義母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、義母から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、同居していたとする義弟妹3人は、申立期間が国民年金に未加入となっているなど、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私は、昭和57年6月に退職して転居の届出をした際、国民健康保険と国民年金に加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の国民年金被保険者資格の得喪手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶がない上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年9月までの期間及び50年2月から54年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月から47年9月まで
② 昭和50年2月から54年4月まで

私の父は、私が短大を卒業した後の時期及び昭和50年2月に会社を退職してから結婚するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月の第3号被保険者の資格取得の事務処理が同年7月に行われたことにより払い出されており、第3号被保険者となる以前の申立期間はいずれも未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年2月まで

私は、国民年金に加入した妹に勧められ、昭和48年2、3月ごろに加入
手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納と
されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金に既に加わっていた妹から勧められて加入した
としているが、申立人の妹が国民年金に加入した時期は、申立人が加入手
続を行ったとする昭和48年2、3月の約1年後の49年2月であること、申立
人が所持する国民年金手帳には、52年2月25日に任意加入被保険者として、
初めて被保険者資格を取得したことが記載されており、社会保険事務所(当
時)が保有する申立人の被保険者台帳にもその旨の記載があることなどから、
申立期間は未加入期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうか
がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで

私の父は、私が20歳の時から国民年金保険料を納付してくれていた。22歳の4月に上京する際に父から年金手帳を渡すと言われたが、共済組合に入るので受け取らなかったことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が共済組合の被保険者資格を喪失した昭和61年4月ごろに払い出されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、上京する際に父親から年金手帳を見せられたとしているが、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 44 年 5 月まで

私の国民年金保険料は、父が経営していた会社の経理部長が我が家の税金等の支払いと一緒に納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が経営する会社の経理部長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする当該経理部長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 50 年 7 月に払い出されていること、平成 9 年 2 月に申立人の被保険者資格の得喪記録が追加されるまでの資格取得日は 49 年 9 月とされていたことがオンライン記録により確認できることから、申立期間は当時未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該経理部長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間、58 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、区役所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、3 か月ごとに区役所で保険料を納付していたとしているが、申立期間②の 2 か月後の昭和 58 年 11 月に作成された年度別納付状況リストでは申立期間①及び②を含む 57 年 4 月以降の保険料が未納であり、オンライン記録から、申立期間①直後の 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、申立期間②直後の 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び申立期間③直前の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人が説明する納付頻度とは異なるなど、申立期間前後の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び②については、それぞれの期間直後の保険料を過年度納付した時点では、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間③については、昭和 63 年 3 月に過年度納付書が発行されているが、当該時点で申立期間③の過半は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 21 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 4 月 20 日に、社会保険事務所に対して、申立人に係る 17 年 7 月 21 日における厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているが、厚生年金保険法第 75 条の規定により、記録訂正は行われたものの保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった申立期間に係る「支給控除項目一覧表」の写しにより、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 21 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 4 月 20 日に、社会保険事務所に対して、申立人に係る 17 年 7 月 21 日における厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているが、厚生年金保険法第 75 条の規定により、記録訂正は行われたものの保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった申立期間に係る「支給控除項目一覧表」の写しにより、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 38 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を得た。実際に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の工場長及び同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料を保有していないため不明である。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人が記憶している上司の同社における厚生年金保険の加入記録は見当たらず、前述の工場長は、「この上司は申立人と同じ職種（整備士）である。」と回答している。

さらに、複数の従業員は、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日との間に2か月から2年の差異があり、前述の工場長は、「自分の厚生年金保険の加入記録は6年間勤務したうちの2年間しかない。」と回答している。

これらのことから、A社では、必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号には、欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6809 (事案 1158 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社に勤務し、給与から保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の事業主等は死亡又は所在不明であること、A社は社会保険事務所の記録から昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 8 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料や事実も無く、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 26 日から 45 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社 (現在は、B 社) 又は C 社 (現在は、D 社) に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社はグループ会社であり、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での勤務について、B 社は、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料は保有していないと回答しており、申立人の当該期間における勤務状況や保険料控除について確認ができない。

また、B 社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届によると、申立人は昭和 40 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 3 月 26 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間において経理を担当していた元従業員は、「働いている途中で、従業員を厚生年金保険から脱退させることは決してない。」と回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険加入期間及び申立期間において、A 社で勤務していた従業員 6 人に照会したところ、昭和 44 年 4 月 26 日に同社を辞めた従業員は、「申立人は自分より先に辞めた。」と供述している。

一方、申立人の C 社での勤務について、D 社は、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料は保有していないと回答しており、申立人の当該期間におけ

る勤務状況や保険料控除について確認ができない。

そこで、申立期間において被保険者資格を取得したC社の従業員13人に照会したところ、8人から回答があったが、申立人のことを知っている従業員はいなかった。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、夫はE営業所に勤務していた。」と供述しているが、当時のE営業所について、C社の元従業員は、「人数は2、3人ぐらいで、委託で仕事をしていた人もいたと思う。」と供述していることから、全員が正社員ではなかったことがうかがわれる。

さらに、昭和46年6月にC社に入社し、総務を担当していた元従業員は、「厚生年金保険の加入は、当時の社会保険担当役員の判断で決めていたと、前任の総務担当者から聞いている。」と回答しており、同社の従業員の厚生年金保険の加入について、入社してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間が、1か月から5年程度かかっている従業員がおり、そのうち複数の従業員が、「厚生年金保険の未加入期間は、保険料の控除はなかった。」と回答している。

加えて、A社とC社との間における転勤等の有無については、両ホテルの複数の元従業員及びD社の総務担当者が、「申立期間において、両ホテルは別会社であったので、転勤等はなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から 36 年 9 月まで
② 昭和 36 年 9 月から同年 11 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②の各加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び当時の従業員の供述から、雇用形態及び勤務期間等は特定できないものの、申立人が、A社において看板塗装等の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、事業主は、申立人の採用の際、厚生年金保険への加入を勧めたにもかかわらず申立人が当該加入を拒否したことを明確に記憶しており、その結果、申立人に関する厚生年金保険の加入手続は行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

また、申立人は、当時の同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務し、運転業務を行っていたと申し立てているが、同社の事業主は、古いことであり資料も無いことから申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

そこで、当時の従業員 11 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人を「知っている。」と回答した者はいない上、申立人は上司及び同僚等の記憶も無いため、これらの者から申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保

険料控除の有無を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 30 日から 43 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に在籍していた従業員は、「自分が入社した時期(昭和42年10月2日)に在籍していた女性は二人である。」と供述しており、この二人の女性が申立人ではないことが同社に係る事業所別被保険者名簿の記載から確認できることから、申立人が申立期間において、同社に在籍していたことが確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は、昭和42年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

さらに、事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和42年10月9日付けで同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年9月30日と記録されている上、同社は、同年12月19日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出がなされているとの記録が確認でき、訂正処理等社会保険事務所の不合理な処理は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無い上、同期入社と同僚に脱退手当金を受給した者はいないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者証を紛失したため、社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、勤務していた事業所に確認したところ、脱退手当金の請求手続は行っていないとしている上、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 39 年 11 月 7 日の直前の同年 8 月 19 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 23 日から 34 年 1 月 25 日まで
60 歳となり退職し、しばらくしてから社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 1 月 25 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 21 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月25日から40年3月2日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月2日の前後2年以内に資格喪失した者25名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち21名が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から42年7月31日まで
年金の受給資格を確認するために社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、出産を控え体調が悪く、脱退手当金の請求手続を行える状態ではなかった上、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年10月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の総務担当者及び複数の従業員の供述から、申立期間当時、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の総務担当者は、昭和62年にA社の一部事業所をB社に譲渡した際の資料が存在しないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料の控除については不明であるとしている。

また、上記総務担当者は、「A社では、当時事業所単位であった人事管理を一括で人事管理する方法に変更しており、その時点で該当者を一度退社させた上で、新規適用事業所において新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得させたと思う。当該期間の保険料控除については、複数の担当者がチェックをしているため控除したとは考え難い。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によると、昭和22年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員49名が同年6月1日に同社本部において被保険者資格を喪失していることが確認できる上、上記従業員の聴取した複数の従業員は当該期間の厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 12 日から同年 12 月 28 日まで
申立期間には、A社所有のB船舶に乗船していたが、同期間の船員保険の加入記録が無い。同期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳における雇入契約関係の記載から申立期間において、A社所有のB船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社は商業登記簿上既に解散しており、53年5月に船員保険法の船舶所有者ではなくなっている上、当時の事業主等の所在は不明であり、申立期間における申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間において申立人と同じA社所有のB船舶に乗船していた従業員においても、同船舶乗船中の期間に船員保険に加入していない期間があると供述している。

さらに、別の従業員によると「申立期間当時のB船舶の乗組員は総勢9名であった。」と供述しているが、当該期間のA社の船員保険被保険者名簿によると被保険者3名の記録しかないことから、当期間において同社船舶に乗船していた者の一部のみが、船員保険に加入していたことが認められる。

このほか、申立人について、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年5月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社の経営するナイトクラブでショーの司会などをしていたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社は申立期間当時の人事記録等の資料を保存しておらず、また、当時の事業主及び経理担当者などは所在が不明であることから申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答している。

さらに、昭和42年7月にA社へ入社した従業員によると、「申立人は、自分が入社してレストランで働き始めた時には既にクラブで働いていた。申立人の当時の厚生年金保険への加入状況や保険料の控除については不明である。」と供述している上、上記の従業員も申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人には、申立期間の一部である昭和46年4月から47年3月までの1年間において国民年金保険料の全額免除の記録があることが確認できる上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において欠番や訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年12月から6年10月までは53万円、6年11月から7年1月までは59万円と記録されていたものが、7年1月6日に、当該標準報酬月額はさかのぼって30万円に訂正処理されており、また、7年4月から9年5月までは30万円と記録されていたものが、9年5月1日に、さかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。さらに、4年10月から同年11月までは53万円、4年12月から7年3月までは30万円、同年4月から9年9月までは9万2,000円及び9年10月から同年11月までは9万8,000円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年12月31日の後の10年1月7日においてさかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び標準報酬月額の各訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が、平成9年ごろから経営状況が悪化し、厚生年金保険料を滞納しており、保険料の滞納について社会保険事務所(当時)に出向き、手続を行ったことがある旨を供述しているものの、7年及び9年の手続については関与していないとしているが、申立人は、申立期間を含め自分が同社の代

表者印を常に管理し、他の者が代表者印を使用することはなかったとしていることから、申立人が、同社代表取締役として標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

さらに、複数の元従業員は、「平成8年ないし9年ごろから給与の遅配・未払があり、また会社は資金繰りが厳しくなり、従業員の中には申立人に金を貸している者もいた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額処理について関与していながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 4 月 21 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年4月21日の後の同年6月23日に、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成4年6月23日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の元従業員は、申立人が同社の社会保険手続に関する権限を有していた旨を回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社において厚生年金保険料を滞納しており、標準報酬月額の遡及訂正処理^{そきゅう}について同意し、自ら当該訂正処理に必要な書類に代表者印を押したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年9月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年4月ごろから29年9月ごろまでA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、商業登記の記録についても確認することができなかった。

また、申立人は、A社における上司及び同僚を記憶しておらず、事業主名のみを記憶しているが、同人を特定できないことから、同社での申立人の勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る詳細な供述から、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社はオンライン記録によれば、昭和 39 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、43 年 3 月 30 日に全喪しており、申立期間のうち同日以降は適用事業所にはなっていないことが確認できる。また、同社の所在地を管轄する法務局に照会したが、商業登記の記録も確認することができない。

また、従業員の供述からA社の代表者であった者及び経理担当者は住所を特定できず、連絡を取ることができないため、同社及びこれらの者から厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する 6 人の同僚等のうち、同期入社である同僚二人、及び先輩であった同僚の 3 人の記録も申立人同様、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では確認できないことから、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿には訂正等の不自然な記録や被保険者番号の欠番も見受けられない。

一方、A社はBの住所において、昭和 43 年 3 月 30 日に適用事業所でなくなった後、事業所をCに移転し、社名をD社として事業を再開したことが、申立人その他の従業員の供述で確認できるところ、オンライン記録では、同社は昭

和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 3 月 30 日から同年 6 月 30 日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

そこで、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が述べている前記の同期入社の方は申立人同様、昭和 43 年 7 月 1 日に同社が適用事業所となった同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿にも訂正等の不自然な記録や被保険者番号の欠番は見受けられない。

また、A 社の従業員 17 人に照会し、6 人より回答を得たが、給与明細書その他、申立期間の給与から保険料控除を推認させる資料を保管する者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 28 日から同年 3 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も在籍していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった社員名簿及び希望退職申出書から、申立人は、昭和 56 年 2 月 27 日にA社を退職したことが確認できる。

また、B社が保有する社会保険台帳、C厚生年金基金の加入記録及びD健康保険組合の被保険者台帳により、申立人は、いずれも昭和 56 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、加えて、当該被保険者台帳には、同年 3 月 5 日に申立人が健康保険証を返納している記録がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、同社は、昭和 28 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、30 年 8 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、33 年 2 月 1 日に再度適用事業所となった記録があることから、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している代表者及び複数の同僚も申立期間の加入記録は無く、昭和 32 年 8 月ごろに入社したとする同僚は、「33 年 2 月まで厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もなかった。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、解散しており、同社の代表者も既に死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から同年 7 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社をいったん退職後、申立期間も勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が作成した給与通知文書及び退職慰労金通知文書により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、同僚3人について、自分と同様に終戦前にA社を退職した後、昭和21年1月から同年7月まで再び同社で勤務したことを記憶しているが、当該同僚は、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には終戦後の厚生年金保険への再加入の記録が無い。

また、上記名簿により、申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる同僚等は、死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入の取扱いについて確認できない。

さらに、上記名簿には健康保険番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 3 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、平成 3 年 3 月 29 日に同社を退職したことが確認できる。

また、C健康保険組合では、申立人の被保険者資格の取得日が昭和 61 年 4 月 1 日、喪失日が平成 3 年 3 月 30 日であるとしており、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が所持するA社の平成 3 年 3 月の給与明細書には、1 か月分の厚生年金保険料の控除額が記載されているが、B社では、保険料控除方法について翌月控除であったとしていることから、当該給与からは、同年 2 月の保険料が控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年7月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与より低い金額であることが分かった。入社時から残業があり、もっと高い給与をもらっていたはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C連合会から提出のあったD厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、同厚生年金基金の申立人に係る記録は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

また、当時のA社の給与労務担当者に照会したところ、当該担当者は、「同社の初任給は、他の大手スーパーの初任給情報を参考にしながら決定しており、決定した初任給に基づいた標準報酬月額を社会保険事務所に届出し、厚生年金保険料を給与から控除をしていた。」と供述しており、当時の同社において人事課に所属していた従業員も「同社の初任給の決定は、同業他社を参考にしていた。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に被保険者資格を取得した69名の従業員の標準報酬月額を確認したところ、全員が資格取得時に申立人と同額の標準報酬月額(8万円)で決定されており、最初の定時決定以降の標準報酬月額も申立人とほぼ同額に推移していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月1日から60年7月1日まで
② 昭和60年7月1日から同年10月1日まで
③ 昭和63年7月1日から平成元年12月1日まで
④ 平成6年7月1日から同年11月1日まで
⑤ 平成7年7月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額より減額されており、申立期間②から⑤の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支店が加入していたC厚生年金基金の申立人に係る記録は、オンライン記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと認められる。

また、A社は、当時の厚生年金保険の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないが、当時の厚生年金基金担当者は、「申立人のように転勤時に標準報酬月額が下がる例はまれなことではなかった。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立人と同日にA社B支店に異動している複数の従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、7人の従業員について、異動時に標準報酬月額が減額されている例があることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、A社D支店が加入していたC厚生年金基金の申立人

に係る記録は、オンライン記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと認められる。

また、A社は、当時の厚生年金保険の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②から④については、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額が上限（最高等級）で記録されていることから、当該期間について、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月21日から64年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社が倒産した昭和64年ごろまで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和61年6月20日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、オンライン記録から、A社は、昭和61年6月21日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、A社の代表者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等については、何も分からないが、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったときに倒産している。」と供述しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、回答があった二人の従業員は、「同社は昭和61年ごろに倒産し、申立人は倒産時に同社を退職したと思う。」と供述している。

加えて、B区役所の回答から、申立人は、昭和62年5月1日から国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 10 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が申立期間の後の昭和36年7月27日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが記録されているとともに、オンライン記録においても、同社の所在地において、申立期間にA社及び同社と類似の名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することができない。なお、当時の事業主の妻は申立期間に同社の従業員として勤務していたが、申立人を記憶しておらず、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、A社の事業主の息子は、「20年以上前に当時の事業主がA社を廃業した際に同社に係るすべての資料を廃棄したので、申立期間当時のことは分からない。」と供述しており、また、申立人が記憶している同僚は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く連絡先を把握することができないため、これらの者から、申立てに係る事情について供述を得ることができなかった。

加えて、A社の当時の従業員から、申立期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は無かった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 9 日から同年 8 月 1 日まで
平成 19 年 7 月 9 日から A 事務所に勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録はあるものの、厚生年金の給付に反映されない期間とされているので、同期間を厚生年金が給付される期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している平成 19 年分源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に A 事務所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が提出している A 事務所の給与明細書によると、申立期間に係る平成 19 年 7 月分の厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、A 事務所の事業主は、「申立期間当時、当事務所では従業員採用後に 3 か月間の試用期間を設けており、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させておらず、そのため、申立人については、入社後の平成 19 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料は給与から控除しなかった。しかし、その後、申立人から申し出があったことから、社会保険事務所(当時)に対して、申立人の同事務所における厚生年金保険の資格取得日を同年 7 月 9 日に訂正するとともに、同年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料を納付したが、同年 7 月の保険料については保険料納付の時効により納付できなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から同年 11 月 30 日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の預金口座の給与振込記録及びA社の給与支払日の回答から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所が保管している被保険者台帳における申立人の資格喪失日は、平成 5 年 8 月 31 日と記録されており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の加入記録がある平成 5 年 8 月と、同年 9 月から同年 11 月までの勤務実態に大きな違いはなかったと述べているが、上記の預金口座の記録では、平成 5 年 8 月分の厚生年金保険料が控除されている同年 9 月の給与振込額と、同年 10 月から同年 12 月までの各月の給与振込額から当時の厚生年金保険料月額相当額を差引いた金額を比較すると、おおむね一致していることから、同年 10 月から 12 月までの給与振込額から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえる。このことは、申立人の資格喪失日以降に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとする A 社の回答と一致する。

さらに、A社の現在の経理担当者は、「通常は、資格取得した月の途中で資格喪失するという事は無いと思うが、当時は出入りが激しかったので、長く続ける意思が無いような場合等には、そのようなことがあったかもしれない。」

と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年12月31日までの間の3か月から6か月

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月から44年12月31日までの間の3か月から6か月の期間、A社B支店に外交員として勤務し、姉が同社の保険に加入してくれたと申立てている。

しかし、A社は、「B支店という事業所は確認できず、その事業所は当社C支社ではないかと考えられるが、C支社に係る申立期間当時の従業員の勤務の状況や生命保険の加入記録等の資料は保有していないことから、申立人の同社における勤務の実態等を確認することができない。」としている。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚を記憶しておらず、申立期間にA社C支社の厚生年金保険の加入記録がある従業員へ照会したが、回答を得た5名の中に申立人を記憶している者もないことから、申立期間における申立人の勤務の実態について確認することができない。

さらに、A社は、昭和43年から44年当時、同社の外交員については、入社後、数か月の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入させていなかったと回答しているところ、申立期間当時、同社C支社の厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、「当時試用期間が3か月あり、試用期間は厚生年金保険に加入していなかった。また、その期間は給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月から同年 9 月までの間の 1 か月
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 7 年 5 月から同年 9 月中旬まで勤務し、最後の月の給与から 1 か月の厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から、勤務期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社では入社後3か月間は見習い期間であり、厚生年金保険に加入させていない。また、入社後4か月目の平成7年8月について、給与から保険料を控除していたのであれば必ず社会保険事務所に届出したはずだし、届出されていないのであれば、給与から保険料を控除していなかったと思う。」としている。

また、A社の事業主は、同社では厚生年金保険の資格取得と同時に雇用保険に加入させているとしているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から8年3月31日まで
社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年12月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年2月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月31日以降の同年4月8日に、元年12月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から8年2月までの期間は9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成元年12月1日から8年3月31日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、上記「質問応答書」において、申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

加えて、申立人は、平成8年3月ごろ、社会保険事務所に滞納保険料の処理について相談し、当該処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行ったことを

認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月ごろから 45 年 5 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、帳簿の整理等の事務に従事していた旨申し立てている。

しかし、A社では、「申立期間当時の人事台帳に申立人の記録は無いことから、当該期間に申立人を雇用した事実はない。」旨回答しており、同社から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時のA社における上司や同僚を記憶しておらず、また、オンライン記録から申立期間同時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れたいずれの従業員からも、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

さらに、申立人が供述しているA社の事業所の所在地には、同社の事業所は無く、関連会社であるB社の事業所があったことが確認できるところ、同社では、「申立期間当時の人事台帳に申立人の記録は無いことから、当該期間に申立人を雇用した事実はない。」旨回答しており、また、オンライン記録から申立期間に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れたいずれの従業員からも、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認すること

ができなかった。また、同社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人に係る原票は無く、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に係る原票の整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より減額されていることが判明した。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 56 年 9 月から平成 12 年 12 月までは 9 万 8,000 円となっているが、申立人は、当時の給与額は 30 万円であったので、当該期間の記録は納得がいかないと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 13 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における報酬月額や厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡先が判明した従業員 7 人に照会したところ、4 人から回答があり、いずれも申立人の厚生年金保険料の控除の状況までは分からないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然さは無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から28年3月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継者(当時の代表者の二男)の供述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社については、社会保険事務所の記録において、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本によれば、昭和56年12月*日に解散しており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者や経理事務を担当していた同人の妻も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、公共職業安定所の記録において、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社のB店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、父親と一緒に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社B店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の人事担当者は、「レストランの店長から指示のあった場合は、従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、同社では申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、申立人の父親は既に死亡しており、申立人の元同僚は「当時の厚生年金保険への加入については分からない。」と回答しているため、元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年4月11日まで
② 昭和31年4月から同年9月8日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらったが、それぞれの会社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社を退職した後に勤務したB社から提出された申立人の履歴書には、「昭和28年4月A社入社」と記載されており、これについて申立人に確認したところ、「間違いない。」と回答していることから、申立人がA社に入社したのは昭和28年4月であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年11月1日であり、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は申立期間のうち、昭和31年5月4日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社から提出された従業員の社会保険加入一覧表により、昭和31年に同社に入社した複数の従業員の厚生年金保険への加入日が入社から3か月から5か月後になっており、同社では申立期間②当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことが確認できる

上、一覧表には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年9月8日と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は、「申立人については昭和31年10月の給与から、厚生年金保険料の控除を開始した。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 20 日から 58 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 49 年 12 月 20 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役及び元従業員の供述により、申立人は、昭和 49 年 12 月 20 日から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年 6 月 1 日であり、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた代表取締役の妻は、「厚生年金保険料の控除を開始したのは、昭和 58 年 6 月 1 日からである。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、A社の代表取締役夫婦と元従業員の計 3 名が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社退職後、経理担当者から資格喪失について誤りがあり、訂正する旨言われたにもかかわらず、記録が訂正されていない。同社には、平成3年6月末日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成3年6月30日まで勤務しており、同社が誤って同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たと申し立てている。

しかし、申立人が加入していたB健康保険組合は、申立人の資格喪失日は、平成3年6月29日と回答しており、当該喪失日は、オンライン記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人のA社の離職日は平成3年6月28日となっており、申立人の申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は平成3年6月29日と記載されており、同社が申立人の退職日を同年6月28日として認識していたことがうかがえる。

加えて、A社は、退職月に係る厚生年金保険料が発生しないように、申立人については、平成3年6月28日を退職日とし、同月の厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。このことは、オンライン記録から同社において月末に被保険者資格を喪失している従業員2名に喪失時の手続状況について照会したところ、回答のあった1名の従業員は、事業所から月末を喪失日とする旨の供述があり、当該月の厚生年金保険料の控除はなかったと記憶している

旨の回答が得られたことからもうかがえる。

なお、申立人は、A社を退職後、経理担当者から資格喪失について誤りがあり、訂正する旨言われたと主張しているが、申立期間当時の経理担当者については、事業所は、当時のことが分かる者はおらず、また資料も無く不明と回答していることから、当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から31年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、期間は明かでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同事業所は、昭和30年9月25日に全喪しており、申立期間のうち同年9月25日から31年10月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られない。

さらに、A社で厚生年金保険の加入記録がある16名のうち、所在が確認できた4名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の控除等について照会したが、申立人が申立期間に同事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる供述等は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことを供述している前述の同僚2名は、同事業所に係る前述の被保険者名簿により、同事業所において厚生年金保険に加入している記録が無いことが確認できる。

なお、A社に係る上述の被保険者名簿に記載されている健康保険番号に欠番は無く、また、昭和29年3月1日に被保険者資格を取得した者3名以降同社が全喪するまでの期間に同資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から34年9月3日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和34年9月に結婚して名字が変わったので旧姓の時の記録が漏れていると思われる。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人は昭和29年ぐらいから正社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（原票）では、申立人の資格取得年月日は昭和34年9月3日と記録されており、旧姓の「B」から新姓の「C」への訂正記録が確認できることから、申立人が主張する、名字が変わったことによる記録の漏れは考え難い。

また、申立期間当時、A社において社会保険の資格取得の手續及び保険料の納付を行っていた代表者は既に死亡している上、昭和43年にA社は合併してD社と社名を変更しているところ、合併後の同社の代表者は、A社の社会保険の手續関係については不明であると供述している。

さらに、同僚のA社における入社日に係る供述及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の加入記録から、同社では、厚生年金保険の被保険者資格の取得について、社員によっては入社と同時に資格取得手續をとらず、相当期間経過後に加入させていたことが推認できる。

このほか、申立人は、「事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 18 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 35 年 12 月 17 日まで勤務し、ほとんど間を置かず、同年 12 月 19 日からB社で勤務を始めたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された表紙に「経済白書」と記載のあるノート(以下「ノート」という。)に昭和 35 年に係る給与、年末一時金、退職日及び退職金等が記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、上記ノートに「給与」として記載されているのは保険料等控除後の手取り金額のみであり、当該記載から厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

一方、厚生年金保険の被保険者台帳において、資格喪失日の記載のほか、社会保険事務所において資格喪失の届出を受け付けた際に付与される受付番号(「届受番」)の記載が確認できる。

また、承継会社であるB社の回答では、「移転等に伴い申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。」としている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している1名の同僚は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険

に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた7名のうち1名は、「申立人のことは記憶しているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述し、他の6名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 8 日から 60 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた昭和 58 年 9 月から 60 年 12 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は平成元年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等に連絡が取れないこと等から供述が得られず、同社及び代表者等から申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、承継会社であるB社の回答では、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚 8 名のうち、連絡のとれた 5 名はいずれも申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない旨の供述をしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた 3 名のうち 1 名は申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述し、他の 2 名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

一方、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況を確認したところ、申立

人は、申立期間を含む昭和 56 年 3 月から 63 年 4 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 62 年 6 月の給与から保険料を控除していると同社から説明を受けたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人に係る資格喪失年月日は昭和 62 年 6 月 30 日であることが確認できる。

また、A社は、「同社では給与の締切日は 20 日、支給日は 25 日、社会保険料の控除は当月控除であることから、申立人については同年 6 月 25 日支給の給与から同年 6 月分の社会保険料を控除したものである。また、従業員が退職した場合には、給与の支給日以外に給与を現金で支払うことは無い。さらに、当時の人事記録は保管していないことから申立人の退職日は不明であるものの、同社では給与の締切日に退職する従業員がほとんどであり、申立人も締切日に退職したと思われる。」と回答している。

一方、申立人は、自身の所持する当時の金融機関の通帳の記録により、昭和 62 年 6 月 25 日に振り込まれている給与が同社からの最後の給与であること、及び退職月の前月に振り込まれた給与と退職月である同年 6 月に振り込まれた給与の金額はほぼ同額であり、同年 6 月の給与から社会保険料は控除されていることを供述している。

しかしながら、A社は、申立人の昭和 62 年 6 月の給与から、誤って保険料を控除したことを認めている。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録では、申立期間より前の昭和 62 年 6

月 20 日で離職していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 6 月 21 日であり、申立人の主張する同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月20日から24年3月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していた時の身分証明書が見つかり、発行年月日が昭和23年11月20日であるので、同年11月20日から24年3月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の「当社ニ通勤スル者タルヲ証明ス」と記載された身分証明書により、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、B社では、「昭和26年12月1日に合併をしており、申立期間当時の従業員に関する人事記録等を保管していないことから、申立期間当時、A社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない」と回答している。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた上司や同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名は「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述し、このうち1名は、「申立期間当時、同社に試用期間は無かったと思うので、厚生年金保険に加入していない期間については、申立人はパート勤務だったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 42 年までのうちの 25 か月

A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 6 月 1 日であり、申立期間の大部分は適用事業所となっていない。

また、オンライン記録では、A社は昭和 46 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者資格を取得している従業員に照会したところ、8人から回答があり、このうち5人は被保険者資格を取得する以前から同社に勤務していたが、同期間には厚生年金保険料を控除された記憶は無いと回答している。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで国民健康保険の加入履歴があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 58 年 7 月まで

A病院（現在は、医療法人B会）に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚に照会した結果から、期間は特定できないものの、申立人がA病院に勤務していたことは認められる。

申立人は、正職員としてA病院に勤務し厚生年金保険に加入していたとしているが、同病院において給与計算を担当していた院長の妻は、「申立期間当時、看護師は多数在籍しており、入れ替わりが激しかったので、申立人を記憶していない。パート職員は、厚生年金保険に加入させていなかったもので、仮に、申立人が当院に在職していたのであれば、パート職員として雇用していたのではないかと思う。」と供述しており、申立人が記憶している申立期間当時の同僚も、同様の供述をしている。

また、上記の院長の妻は、申立期間当時、職員の社会保険に係る事務は顧問税理士に任せていたと供述したため、申立期間当時の顧問税理士に照会したが、同税理士によると、申立期間当時の資料を確認したが、申立人の記録は見当たらないとのことであった。

さらに、申立人が記憶している同僚について、上記の同僚等申立期間に厚生年金保険の加入記録を有している者がいる一方、A病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者となった記録を確認できない者もいる。なお、同人の連絡先を把握することができないことから、同人から事情を聴取することはできない。

加えて、A病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険証の整理

番号に欠番は無く、同名簿の記載に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所発行の任命書及び雇用保険の記録等により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が所持するA事業所発行の平成6年分の源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額について、申立人が同年中に支払った社会保険料の金額を計算して、これと照らし合わせたところ、申立人の同年4月分の厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

また、A事業所においても、申立期間当時の社会保険関係書類は保存期間満了のため廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしながらも、申立人が提出している平成6年分の源泉徴収票によると、同年4月分の厚生年金保険料は控除していないと思われると回答している。

さらに、A事業所において、申立人と同じく平成6年4月1日に採用され、同年5月1日に被保険者資格を取得している同僚は、同年4月分の厚生年金保険料は給与から控除されなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の設立に参画し、同社には昭和 62 年 8 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の登記簿謄本から、申立人は、昭和 62 年 5 月 30 日付けで取締役就任していることが確認でき、また、同社における現在の代表者の「申立人は、当時、常勤の取締役であった。」との供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は「申立期間当時、A社から、健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、申立人は、雇用保険受給資格者証によると、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月 27 日から 63 年 1 月 31 日までの期間において同社に勤務する前の事業所に係る失業給付を受給していたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 10 月 1 日であり、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の社会保険担当でもあった代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを

確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和22年4月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の元上司の「申立人が申立期間において同じ部署で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人は、昭和22年4月から同社に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、試用期間があった。」、「昭和22年5月1日は製糸の業務を再開する日であった。」旨の供述をしていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社に昭和22年4月1日に入社し、申立人と勤務形態や業務内容が同じであった旨供述している元従業員は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社から、健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚による「申立人が昭和27年11月1日に取締役として同社に入社したことを知っており、59年10月まで勤務したことは間違いない。」旨の供述から判断すると、申立人は、27年11月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本から昭和41年11月28日付けで同社の代表取締役に重任されていることが確認でき、申立人を含む当時の3人の代表取締役は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿において、いずれも同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の厚生年金基金は、昭和41年11月1日に発足しており、申立人を含む3人の同社の代表取締役は、オンライン記録から、同日付けで当該厚生年金基金に加入していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和61年12月*日付けで合併により解散している上、申立期間当時の代表者は既に死亡しており、当時の事情を知る者がいないため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに

ついて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社に勤務したのは、平成 13 年 3 月 30 日までであるが、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、A社に勤務していた期間は、平成 7 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 30 日までであることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の資格喪失日は、平成 13 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社の「平成 13 年 3 月分給与計算明細書」から、申立人は、平成 13 年 3 月支給の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、同社は、申立期間における申立人の勤務状況、保険料の控除等を確認できる資料が無いことから、同年 3 月支給の給与から控除されていた厚生年金保険料が、翌月控除方式により控除されたものか、当月控除方式により控除されたものかについて、不明であると回答している。

加えて、申立人は、申立人自身のA社における勤務は、平成 13 年 3 月 30 日までであったと供述している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 13 年 3 月 31 日であり、申立人の

主張する同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年6月1日まで
大学卒業後、昭和31年4月1日にA社に入社したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は確かに控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の辞令及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況について事業主に照会したところ、これらを確認できる関連資料等は無かった。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、A社においては、入社後に配属された工場ごとに厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっていることが確認でき、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した同社B工場に勤務していた従業員に対する照会の結果から、申立人が配属された同社B工場では、従業員の入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、事業主は、申立期間当時の社会保険の手続、給与計算等については各工場に任せていたとしており、A社B工場の当時の経理担当者は、「当時、給与計算等は各工場に任されていた。保険料控除は厚生年金保険の被保険者となった月からである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月1日まで
② 昭和20年8月16日から同年9月30日まで
③ 昭和23年7月20日から25年1月20日まで
④ 昭和33年11月21日から34年11月1日まで

申立期間①及び②についてはA社に、申立期間③及び④についてはB社に勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和17年3月に国民学校特修科を卒業し、同年4月からA社に入社したと主張している。

しかしながら、C省によれば、当時の国民学校において、1年課程の特修科を卒業するのは満15歳であるとしていることから、昭和2年12月生まれの申立人が同学校の特修科を卒業した時期は18年3月であり、同社への入社は同年4月以降であったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間①当時、A社に勤務していたことを証する資料として社会保険事務所（当時）に持参した写真のアルバムには、「昭和18年9月購入」と、さらに、同社の社員整列の記念写真の裏面に「18年12月に撮った」と申立人が自書しており、この資料からは、申立人がそれ以前の17年4月から同社に勤務していたことを確認することはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社に昭和20年9月30日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の資格喪失日は昭和20年8月16日、原因は解雇と記載されていることが確認できる。

また、A社は軍需工場であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、ほとんどの被保険者の資格喪失日が終戦日（昭和20年8月15日）の翌日である同年8月16日となっており、さらに、同僚は、「昭和20年8月15日に申立人と一緒に辞めた。」と供述していることから、申立人の同社の資格喪失日は同年8月16日であったと考えられ、申立期間②について、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

3 申立期間③について、申立人は、昭和23年7月20日にB社に就職し厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社の従業員の供述から、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことはうかがえるものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B社は、昭和25年1月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち大半の期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人自身も、当時の社会保険料控除について、「給与明細書には保険料控除額は記載されていなかった。」と供述していることから、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

4 申立期間④について、申立人は、B社に昭和34年11月まで勤務していたと主張している。

しかしながら、B社の工場長であった申立人の後任者は、「昭和33年暮れに同社がC社に名称変更した時に申立人の後を継いで工場長になったが、その後、申立人は会社に在籍していなかった。」と供述しており、また、昭和33年10月以降、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員9人のうち回答があった4人とも申立人の記憶が無いとしていることから、申立人は申立期間④について同社に勤務していたとは考え難い。

5 このほか、申立期間のいずれについても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案6930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月22日から39年2月16日まで
60歳になって、年金の裁定請求時に脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は昭和38年12月に体調を崩してから39年2月に退職するまで、会社には一日も出社しておらず、脱退手当金の請求手続はしていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月3日から33年4月21日まで

平成6、7年ごろ社会保険事務所(当時)に行って、年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月21日の前後2年以内に資格喪失した者36名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、27名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち23名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業主がその請求手続をした旨の供述をしていることに加え、32年8月20日、同年9月17日、33年1月29日、同年9月4日及び34年3月11日に複数の被保険者の脱退手当金が同日に支給決定されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和50年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案6932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月25日から36年5月19日まで
平成19年6月ごろ、社会保険事務所(当時)に行つて、年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知つた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年10月13日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職してから国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、昭和43年3月まで国民年金保険料を納付していないほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から30年9月1日まで
平成21年4月ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職する際に、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年9月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給した旨が記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から28年7月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には織り子として継続して勤務していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の代表者は、既に死亡している上、同社は昭和50年11月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の清算人は申立期間当時の資料等を保有していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実を確認することができない。

また、申立人は、上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実を確認できない。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険に加入している従業員4人に照会したところ、1人は、同社では、申立期間当時、手取り収入を多くするため、本人の希望で厚生年金保険に加入しない従業員がいた旨供述していることから、申立期間当時、同社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。